

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

通所介護・地域密着型通所介護の概要・人員基準・設備基準

定義

通所介護とは、利用者(要介護者)を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。

必要となる人員・設備

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり。

○ 人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員(※)	単位ごとに専従で1以上 (通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員(※)	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超す場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

※定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

○ 設備基準

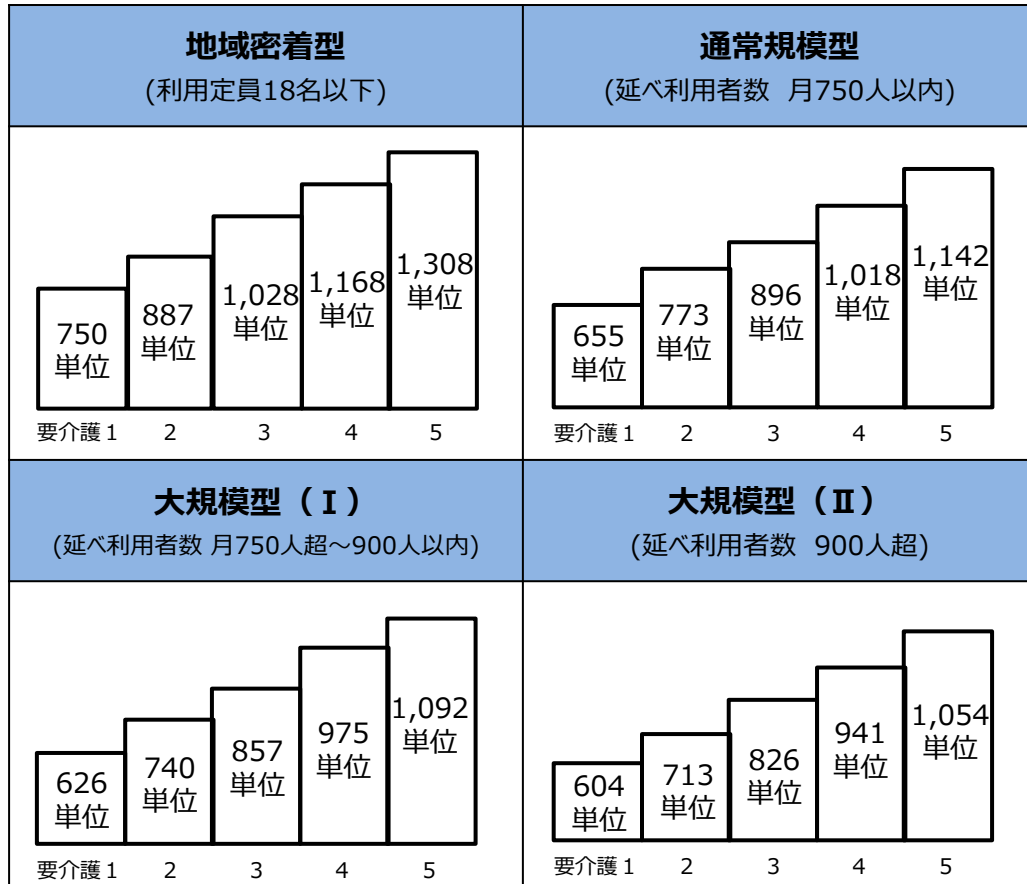
食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

※ 指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等が併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、基準上両方のサービスに規定があるもの及び規定はないが設置されるものは共用可

通所介護・地域密着型通所介護の報酬

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費（例）

○ サービス提供時間：7時間以上8時間未満の場合



※1：サービス提供時間には、その他、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、8時間以上9時間未満がある（2時間以上3時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者を実施）。

※2：サービス提供時間には、送迎の時間は含まれない。

※3：通常規模型については、大規模型に比べてスケールメリットが働きにくいことに配慮し、基本サービス費用を高く設定している。なお、大規模型利用者の区分支給限度基準額の管理にあたっては、通常規模型の単位数を用いることとしている。

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な加算・減算

個別機能訓練の実施
(56・85単位/日)
※個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合は、上記に加えて20単位/月

外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを実施 (100・200単位/月)
※個別機能訓練加算を算定している場合、0・100単位/月

ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合
(30・60単位/月)

科学的介護の推進(40単位/月)

認知症高齢者/若年性認知症利用者の受入
(いずれも60単位/日)

栄養アセスメントの実施
(50単位/月)
口腔機能向上への計画的な取組
(160(150)単位/回)

中重度者の受入体制
(45単位/日)

入浴介助を行った場合
(40・55単位/日)
※利用者の居宅を訪問し、利用者の状態や浴室の環境を評価し、それに基づく入浴介助を行った場合、55単位

延長サービス（9～14時間）の実施 (50単位～250単位)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置 (サビス提供体制強化加算)

感染症又は災害の発生に伴う特例（3%加算） 基本報酬の3%

・介護福祉士7割以上若しくは勤続年数10年以上2.5割以上：22単位/回
・介護福祉士5割以上：18単位/回
・介護福祉士4割以上若しくは勤続年数7年以上3割以上：6単位/回

介護職員処遇改善加算
(Ⅰ)5.9% (Ⅱ)4.3%
(Ⅲ)2.3%
介護職員等特定処遇改善加算
(Ⅰ)1.2% (Ⅱ)1.0%

事情により、2～3時間の利用の場合
(4～5時間の単位から ▲30%)

送迎を行わない場合
(片道につき▲47単位)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
(▲94単位/日)

※加算・減算は主なものを記載。点線枠の加算は区分支給限度額の枠外。

通所介護の算定状況

	単位数	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)	算定回数・日数 (単位：千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定単位数 (単位：千単位)
3%加算	3/100	215	0.9%	11.2	0.1%	2,436
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 *	5/100	294	1.2%	2.9	0.0%	869
入浴介助加算 (I) *	40	22,369	91.7%	7,997.9	64.7%	319,947
入浴介助加算 (II) *	55	2,897	11.9%	599.1	4.8%	32,952
中重度者ケア体制加算 *	45	4,321	17.7%	2,575.4	20.8%	115,892
生活機能向上連携加算 (I)	100	7	0.0%	0.1	0.0%	11
生活機能向上連携加算 (II)	200	1,159	4.8%	54.6	0.4%	6,169
個別機能訓練加算 (I) イ *	56	10,426	42.7%	2,957.5	23.9%	165,594
個別機能訓練加算 (I) ロ *	85	6,427	26.3%	2,939.7	23.8%	249,878
個別機能訓練加算 (II)	20	5,605	23.0%	298.3	2.4%	6,001
ADL維持等加算 (I)	30	298	1.2%	16.8	0.1%	505
ADL維持等加算 (II)	60	618	2.5%	39.1	0.3%	2,346
ADL維持等加算 (III)	3	637	2.6%	41.5	0.3%	124
認知症加算 *	60	1,811	7.4%	323.3	2.6%	19,398
若年性認知症利用者受入加算 *	60	144	0.6%	2	0.0%	120
栄養改善加算	200	131	0.5%	1.7	0.0%	334
栄養アセスメント加算	50	413	1.7%	19	0.2%	949
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20	961	3.9%	10.7	0.1%	214
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5	270	1.1%	1.3	0.0%	6
口腔機能向上加算 (I)	150	1,917	7.9%	74.7	0.6%	11,210
口腔機能向上加算 (II)	160	1,459	6.0%	79.6	0.6%	12,740
科学的介護推進体制加算	40	9,006	36.9%	511.8	4.1%	20,474
同一建物減算 *	-94	-	-	1,949.5	15.8%	-183,251
送迎減算	-47	-	-	598	4.8%	-28,139
サービス提供体制強化加算 (I)	22	5,817	23.8%	2,883.3	23.3%	63,433
サービス提供体制強化加算 (II)	18	5,137	21.1%	2,691.4	21.8%	48,446
サービス提供体制強化加算 (III)	6	4,000	16.4%	2,034.9	16.5%	12,209
介護職員処遇改善加算 (I)	59/1000	20,846	85.4%	1,047.4	8.5%	513,239
介護職員処遇改善加算 (II)	43/1000	1,518	6.2%	62.3	0.5%	23,091
介護職員処遇改善加算 (III)	23/1000	1,148	4.7%	42.7	0.3%	8,541
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	12/1000	7785	31.9%	424.1	3.4%	40,717
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	10/1000	9130	37.4%	458	3.7%	38,453
生活相談員配置等加算 *	13	46	0.2%	2.6	0.0%	34

※ *は日数を算定

※ 算定事業所数：介護保険総合データベースについて任意集計を実施。

※ 算定回数・日数：介護給付費実態統計（月報・第9表/令和4年3月サービス提供分）

※ 算定率（事業所ベース）：各加算算定事業所数/通所介護算定事業所数

※ 算定率（回数・日数ベース）：各加算算定回数・日数/通所介護算定総回数

地域密着型通所介護の算定状況

	単位数	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)	算定回数・日数 (単位：千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定単位数 (単位：千単位)
3%加算	3/100	99	0.5%	2.2	0.1%	436
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 *	5/100	126	0.7%	0.6	0.0%	197
入浴介助加算 (I) *	40	13,990	74.3%	2,003.4	51.0%	80,144
入浴介助加算 (II) *	55	1,422	7.6%	168	4.3%	9,242
中重度者ケア体制加算 *	45	413	2.2%	111.1	2.8%	4,999
生活機能向上連携加算 (I)	100	2	0.0%	0	0.0%	1
生活機能向上連携加算 (II)	200	339	1.8%	8	0.2%	953
個別機能訓練加算 (I) イ *	56	6,555	34.8%	1,022.1	26.0%	57,238
個別機能訓練加算 (I) ロ *	85	2,335	12.4%	514.5	13.1%	43,734
個別機能訓練加算 (II)	20	2,738	14.5%	81.9	2.1%	1,657
ADL維持等加算 (I)	30	128	0.7%	3.3	0.1%	99
ADL維持等加算 (II)	60	184	1.0%	6	0.2%	363
ADL維持等加算 (III)	3	37	0.2%	1.1	0.0%	3
認知症加算 *	60	465	2.5%	43.9	1.1%	2,634
若年性認知症利用者受入加算 *	60	107	0.6%	1.6	0.0%	98
栄養改善加算	200	39	0.2%	0.4	0.0%	75
栄養アセスメント加算	50	133	0.7%	4.1	0.1%	203
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20	269	1.4%	1.2	0.0%	23
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5	86	0.5%	0.3	0.0%	1
口腔機能向上加算 (I)	150	1,005	5.3%	30.2	0.8%	4,523
口腔機能向上加算 (II)	160	852	4.5%	36.3	0.9%	5,810
科学的介護推進体制加算	40	4,358	23.2%	126.7	3.2%	5,070
同一建物減算 *	-94	-	-	404.1	10.3%	-37,981
送迎減算	-47	-	-	420.5	10.7%	-19,814
サービス提供体制強化加算 (I)	22	2,716	14.4%	597.1	15.2%	13,137
サービス提供体制強化加算 (II)	18	4,626	24.6%	597.2	15.2%	10,750
サービス提供体制強化加算 (III)	6	31	0.2%	415.4	10.6%	2,492
介護職員処遇改善加算 (I)	59/1000	13,571	72.1%	327.3	8.3%	145,622
介護職員処遇改善加算 (II)	43/1000	1,725	9.2%	36	0.9%	11,883
介護職員処遇改善加算 (III)	23/1000	1,437	7.6%	26.3	0.7%	4,799
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	12/1000	2,900	15.4%	76.7	2.0%	6,944
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	10/1000	5,568	29.6%	135.2	3.4%	10,151
生活相談員配置等加算 *	13	6	0.0%	0.2	0.0%	2

※ *は日数を算定

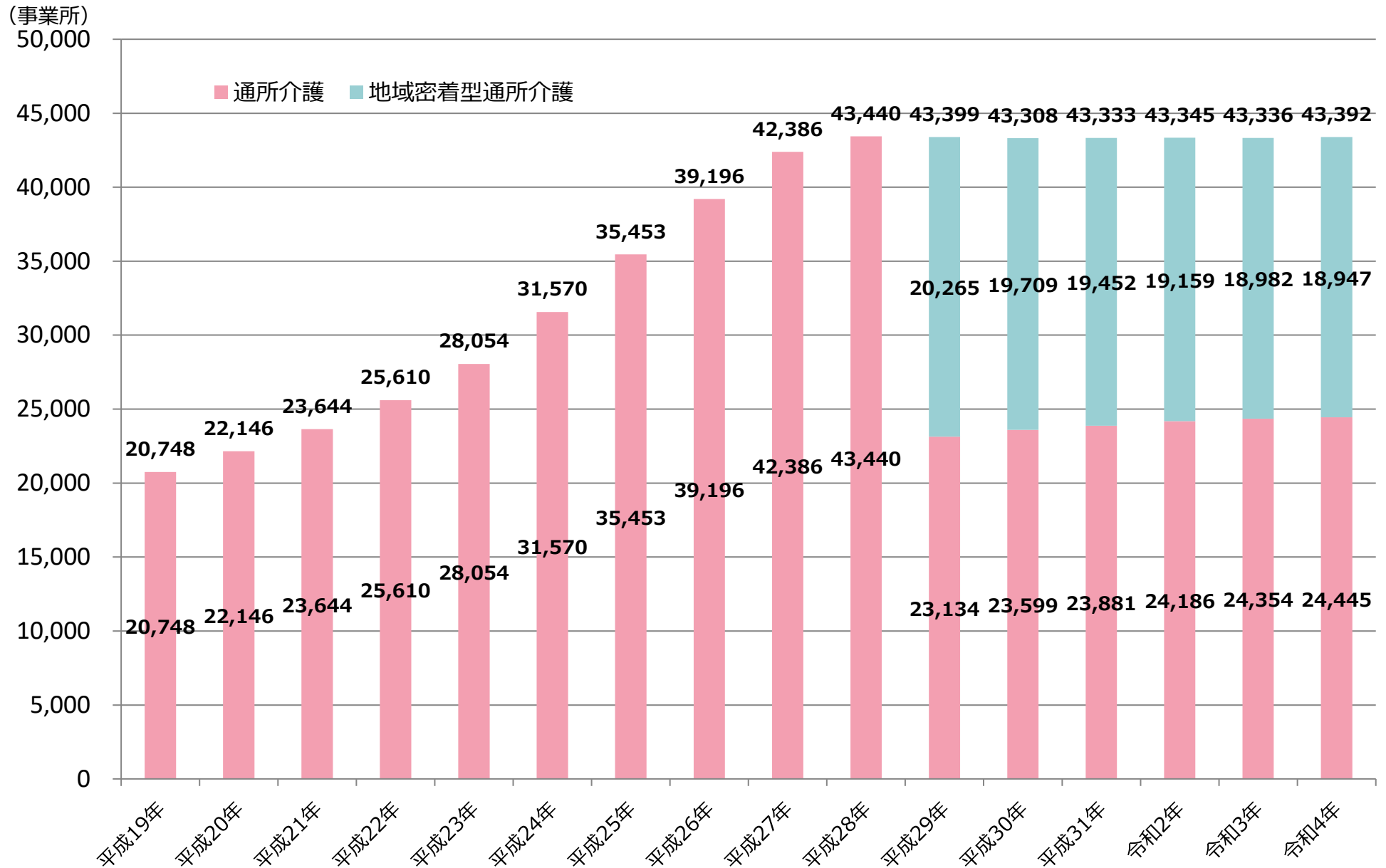
※ 算定事業所数：介護保険総合データベースについて任意集計を実施。

※ 算定回数・日数：介護給付費実態統計（月報・第9表／令和4年3月サービス提供分）

※ 算定率（事業所ベース）：各加算算定事業所数／地域密着型通所介護算定事業所数

※ 算定率（回数・日数ベース）：各加算算定回数・日数／地域密着型通所介護算定総回数

通所介護・地域密着型通所介護の請求事業所数

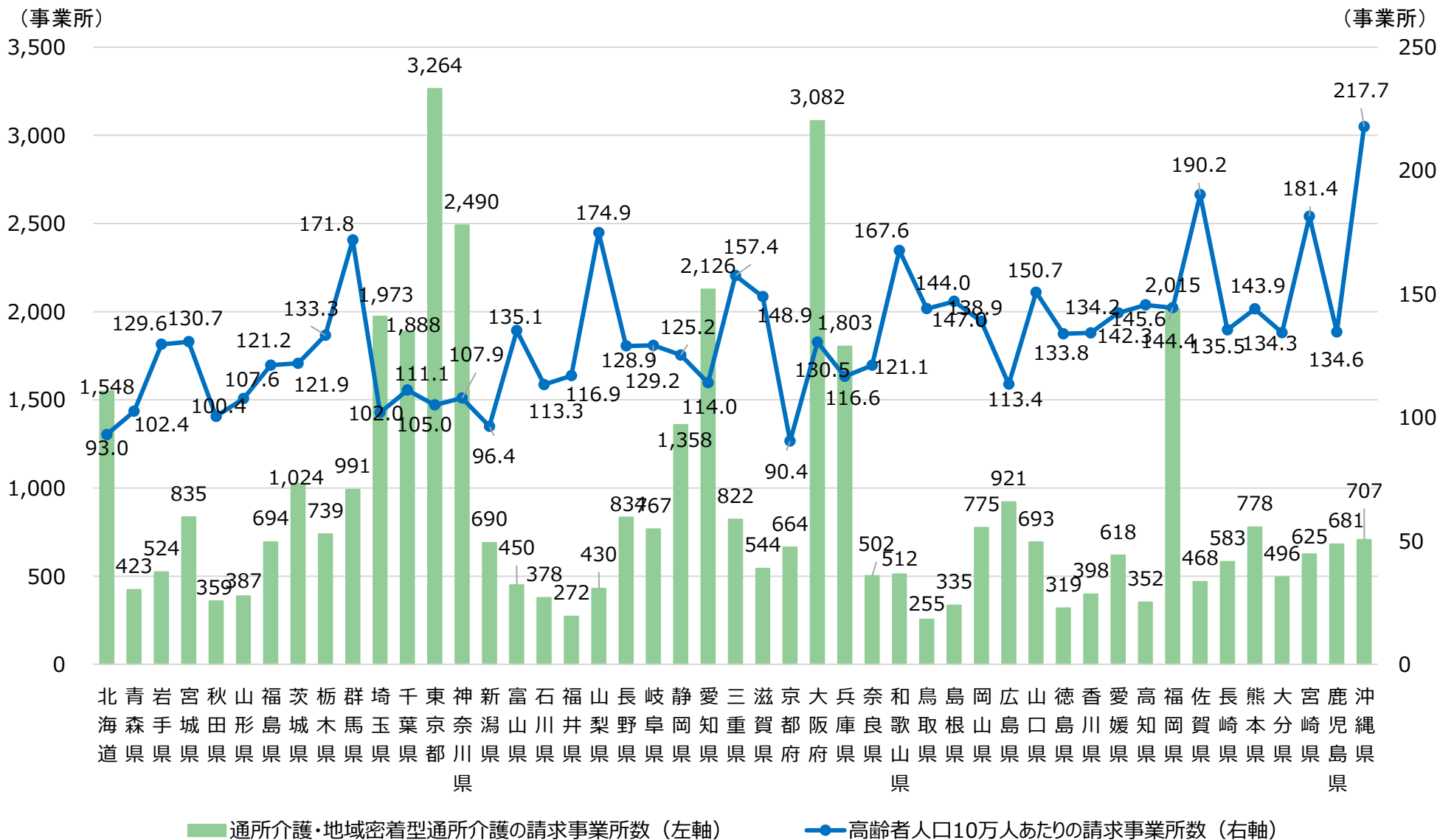


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

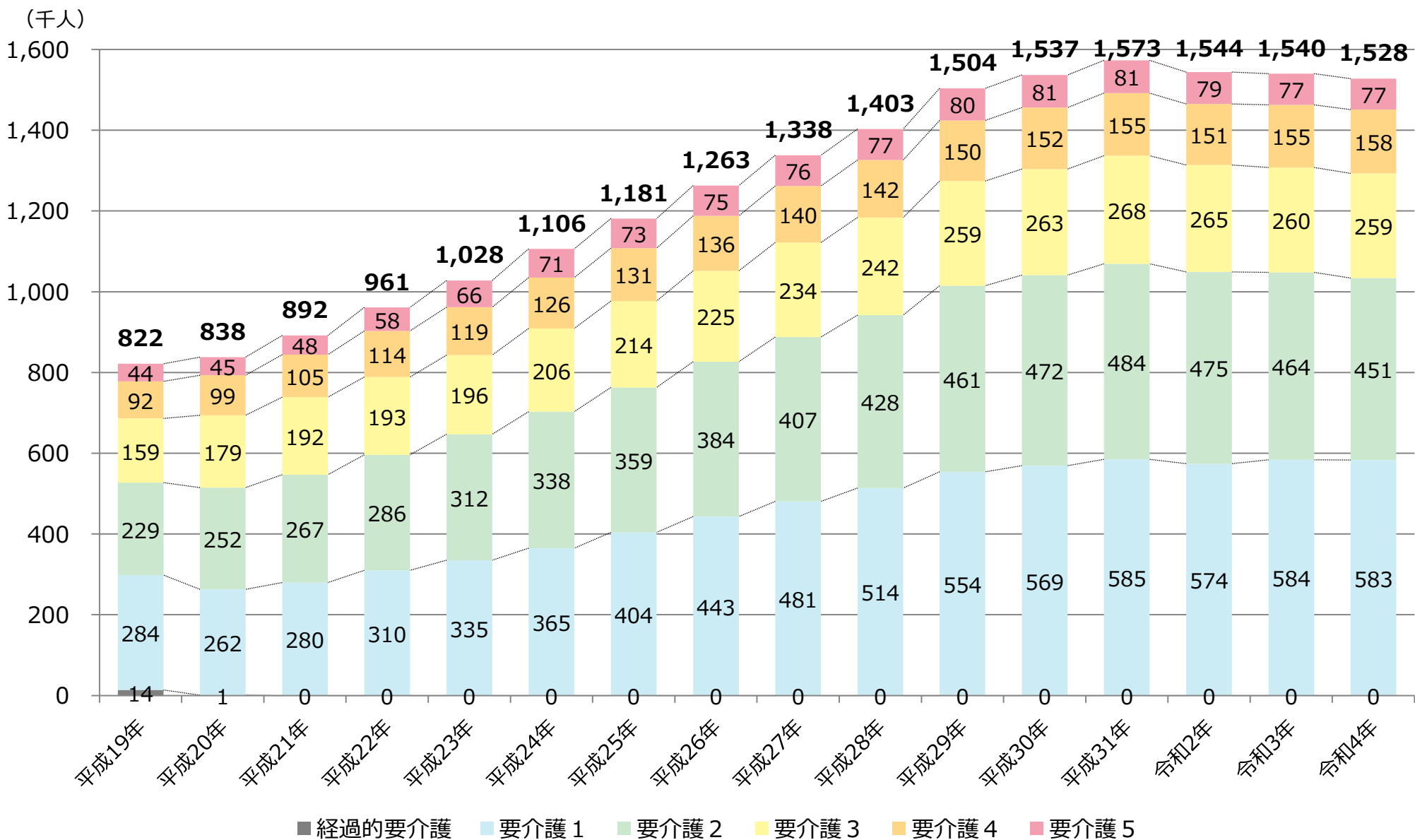
通所介護・地域密着型通所介護の請求事業所数(都道府県別)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※介護予防サービスは含まない。

【出典】請求事業所数：厚生労働省「介護給付費等実態統計」（令和4年4月審査分）
 高齢者(65歳以上)人口：令和2年国勢調査

通所介護・地域密着型通所介護の要介護度別受給者数



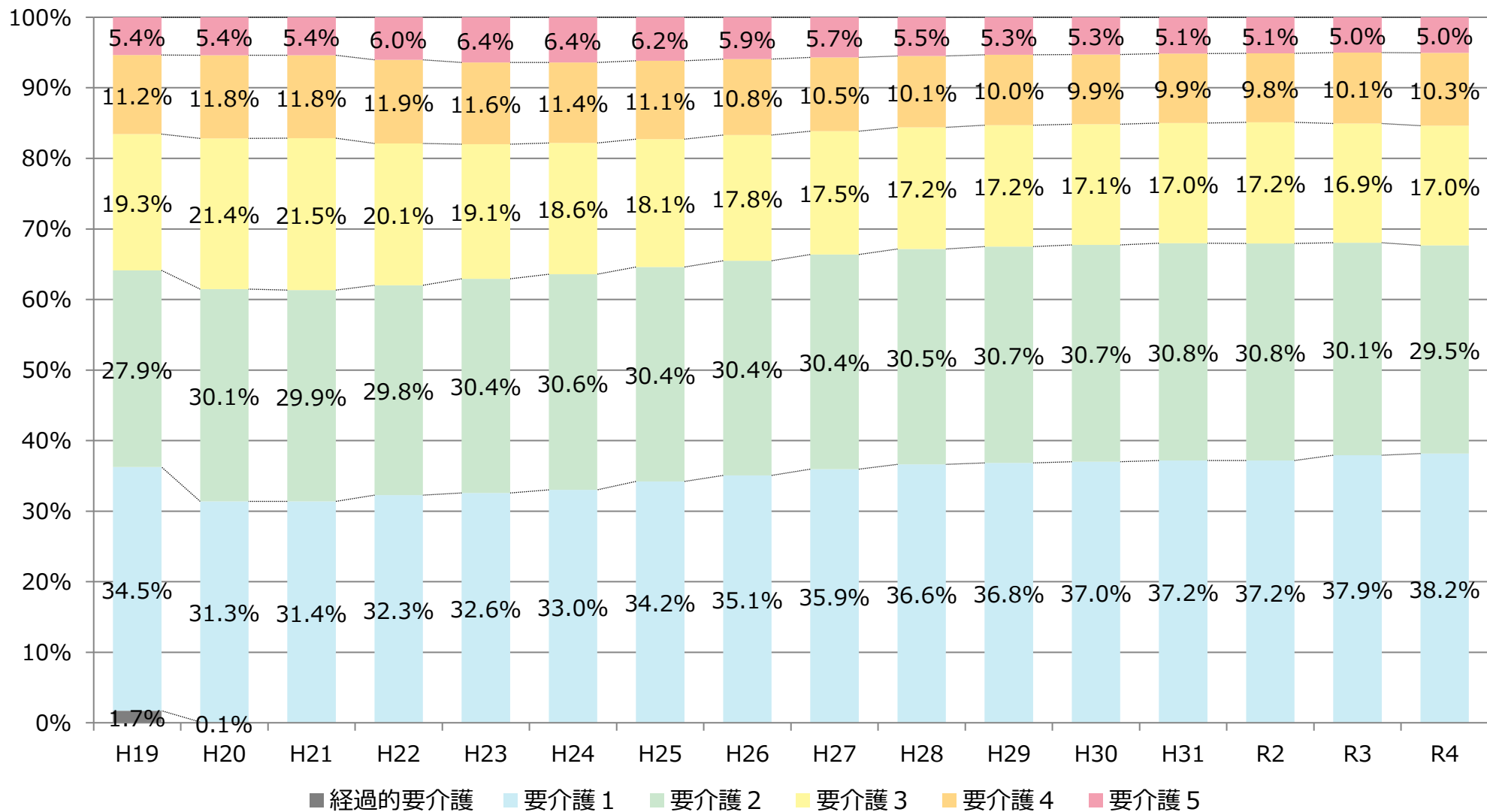
※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

※地域密着型通所介護を含む。

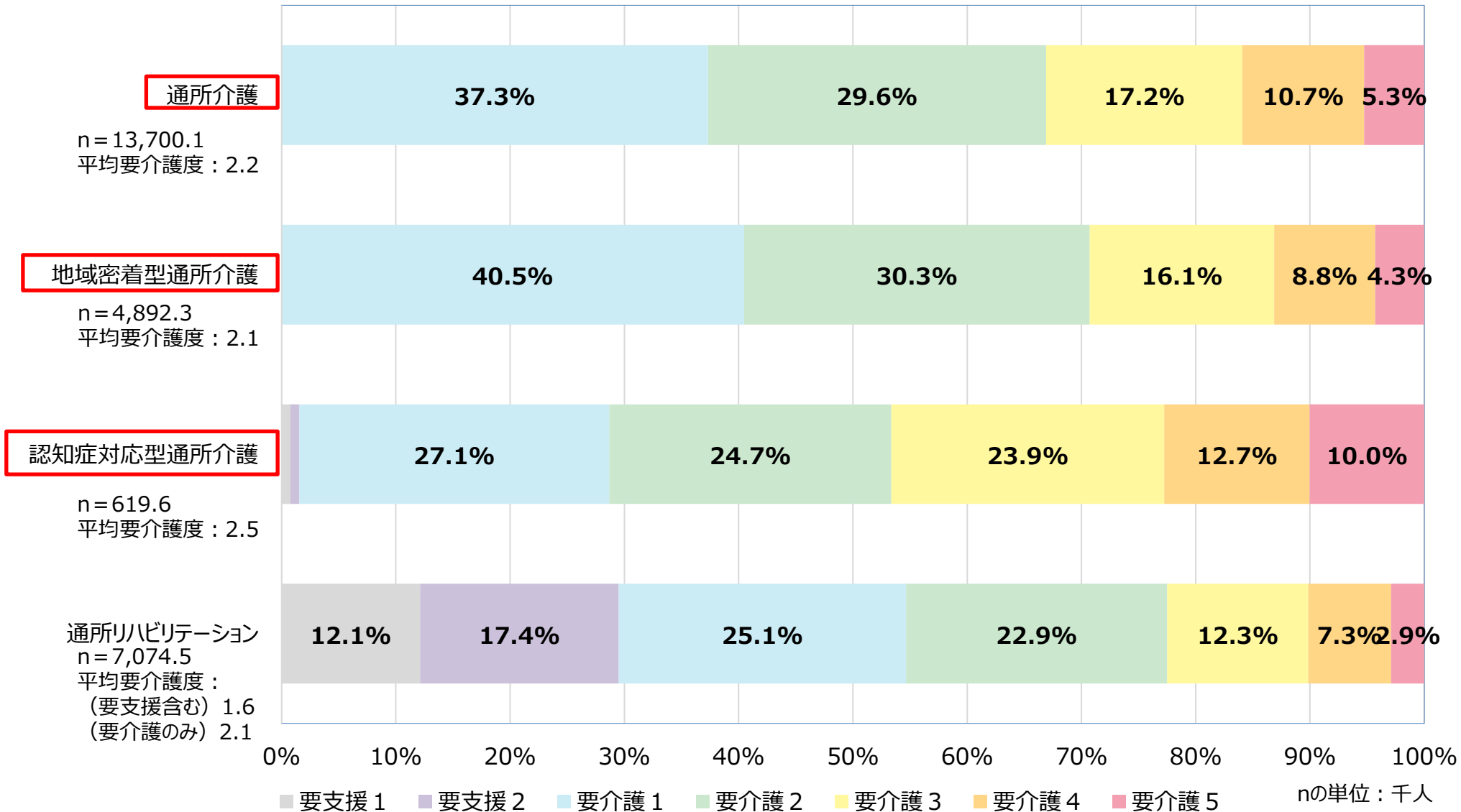
出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

通所介護・地域密着型通所介護の要介護度別受給者割合

○ R4の要介護度別の利用割合は、要介護1・2が約68%、要介護3～5が約32%で、平均要介護度は2.1である。



通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の要介護度割合



※ 平均要介護度の算出にあたり、要支援 1・2 は0.375として計算している。

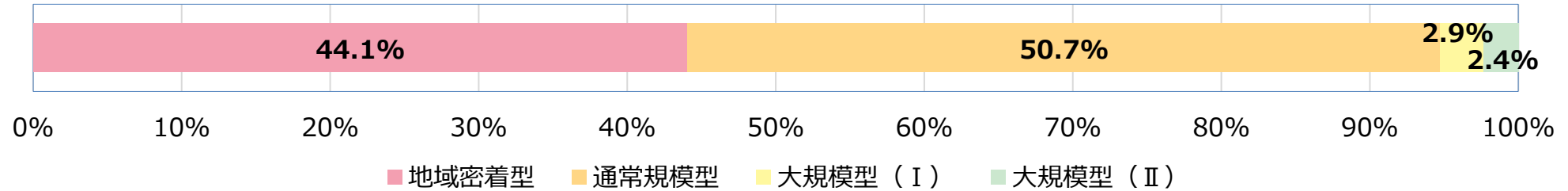
【出典】 介護給付費等実態統計報告（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）

通所介護・地域密着型通所介護の規模別事業所数・利用者数割合

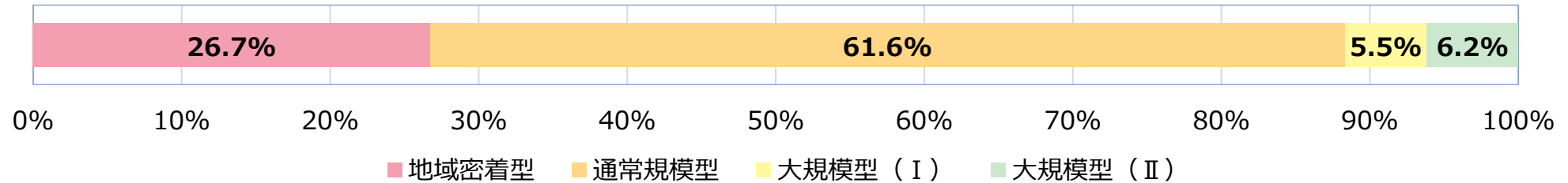
- 規模別の事業所数の割合をみると、通常規模型が約50%、地域密着型が約44%となっている。
- 規模別の請求件数、請求単位数の割合をみると、通常規模型が約6割となっている。

※利用定員18人以下：地域密着型通所介護
前年度の1月当たりの平均利用延人員数・・・750人以内：通常規模型、900人以内：大規模型Ⅰ、901人以上：大規模型Ⅱ

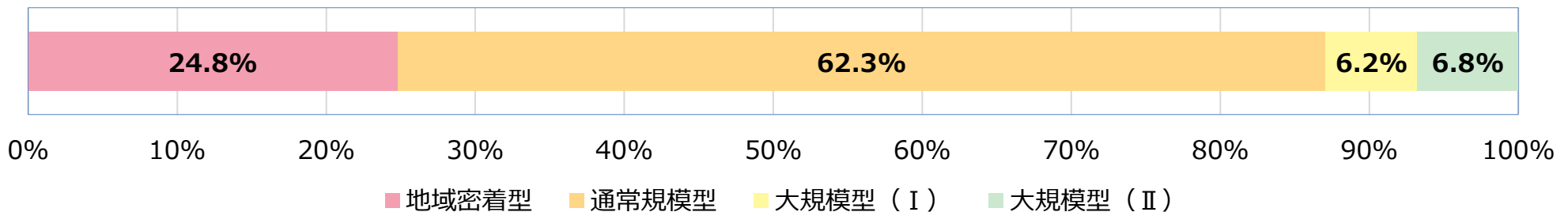
規模別事業所数



規模別請求件数

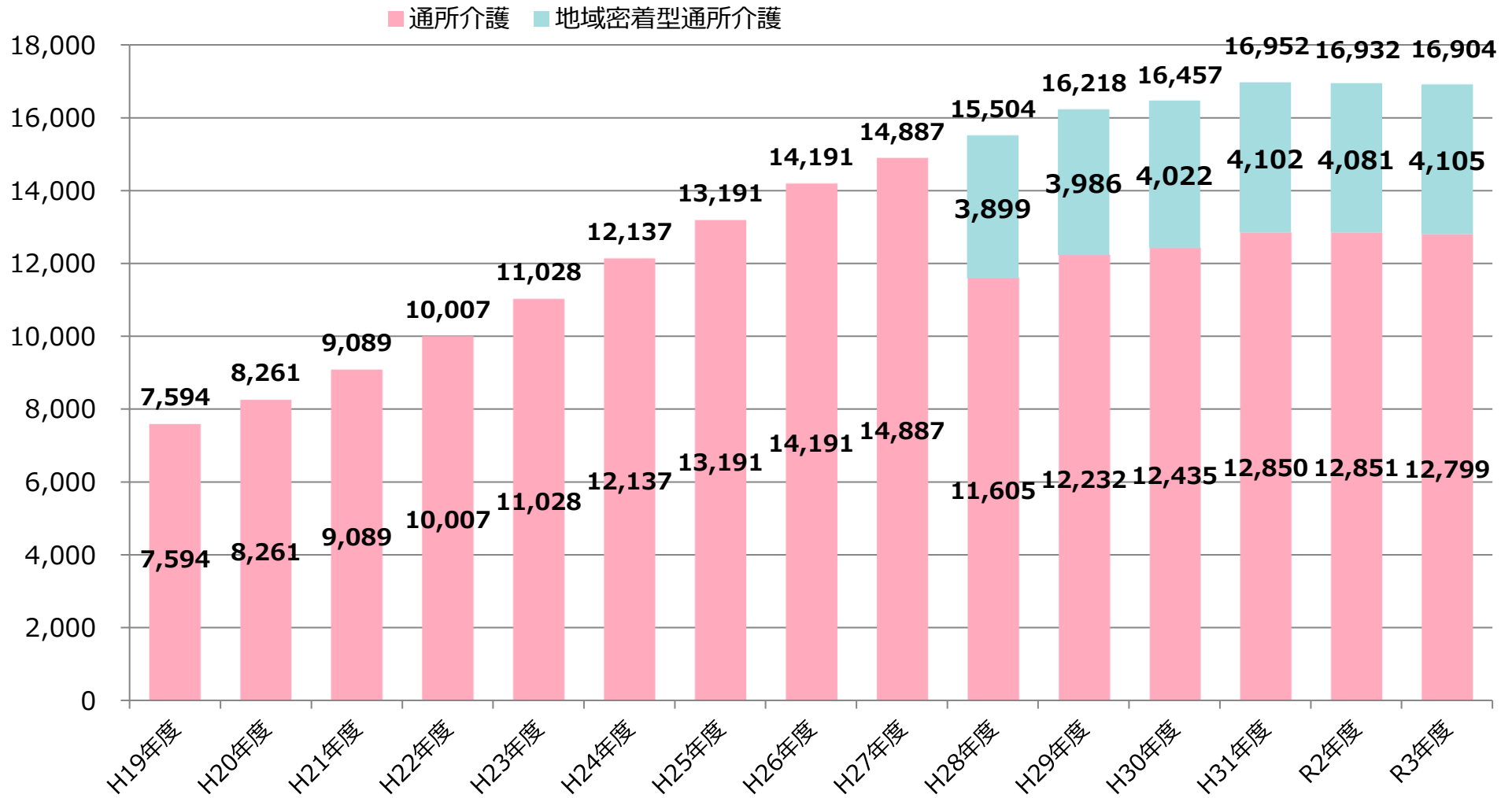


規模別請求単位数



通所介護・地域密着型通所介護の費用額

〈単位：億円〉

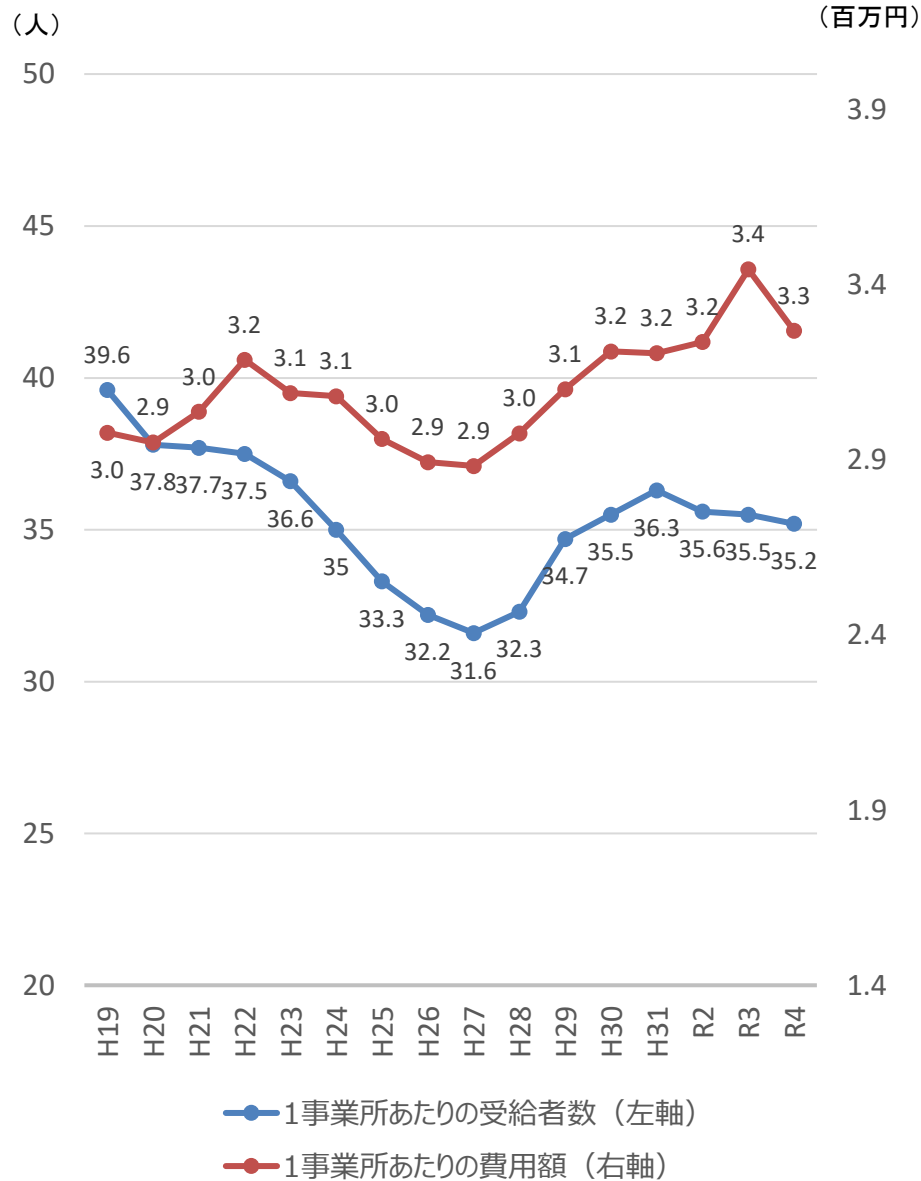


注) 地域密着型通所介護を含む

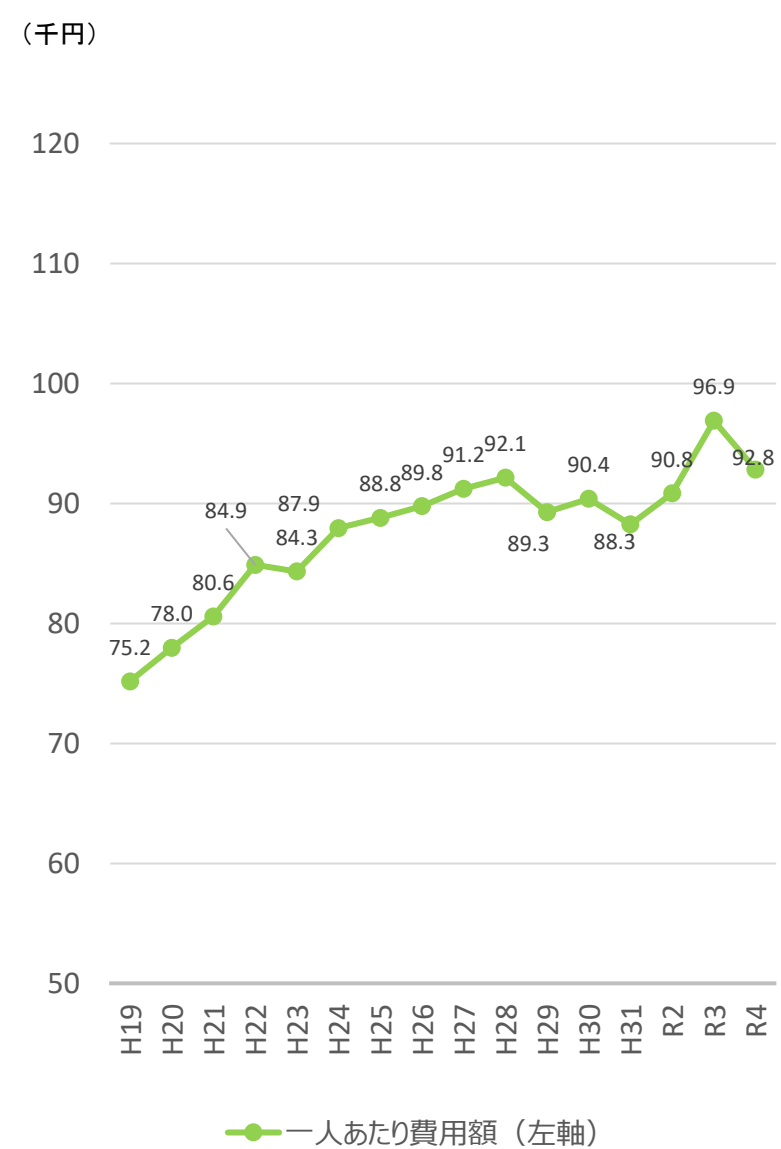
(出典) 介護給付費等実態統計 (旧：調査) の5月審査 (4月サービス) 分から翌年の4月審査 (3月サービス) 分

通所介護・地域密着型通所介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額

【1事業所1月あたりの受給者数・費用額】



【利用者1人1月あたりの費用額】



※ 地域密着型通所介護を含む。 ※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。 出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

認知症対応型通所介護の概要・人員基準・設備基準

- 認知症（急性を除く）の高齢者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として行う。

類型	単独型	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設（以下特別養護老人ホーム等という。）に併設されていない事業所において実施
	併設型	特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において実施
	共用型	認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室を使用して実施

利用者	単独型・併設型	単位ごとの利用定員は、12人以下
	共用型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の各サービスのいずれかについて3年以上実績を有している事業所・施設であることが要件 ○ 利用定員は、認知症対応型共同生活ユニットごとに以下のとおり定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護福祉施設等：各事業所ごとに1日あたり3人以下 ・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：ユニットごとに入居者との合計が12人以下

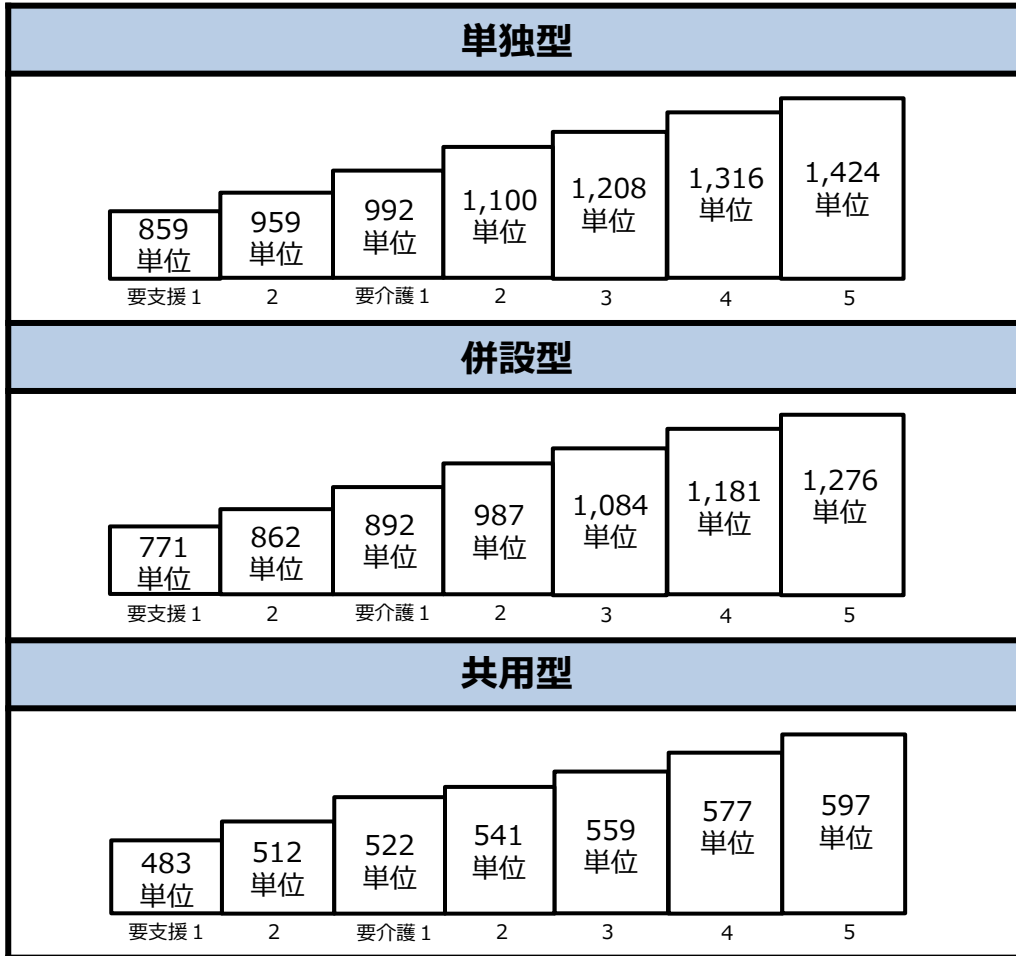
人員配置	生活相談員（社会福祉士等）	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 （生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等を含めることが可能。）
	看護職員（看護師・准看護師） 介護職員	単位ごとに専従で1以上＋サービス提供時間に応じて1以上 （看護職員については、必ずしも配置しなければならないものではない。）
	機能訓練指導員	1以上
	管理者	厚生労働大臣が定める研修を修了している者が、常勤専従
<p>※ 共用型の場合 従業員数：（認知症対応型共同生活介護事業所等の）各事業ごとに規定する従業員の員数を満たすために必要な数以上 管理者数：単独型・併設型と同様</p>		

設備	単独型・併設型	○ 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備える。食堂及び機能訓練室は3㎡×利用定員以上の面積とする。
----	---------	--

認知症対応型通所介護の報酬

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費（例）

○ サービス提供時間：7時間以上8時間未満の場合



※ 1：サービス提供時間には、その他、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、8時間以上9時間未満がある（2時間以上3時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者を実施）。

※ 2：サービス提供時間には、送迎の時間は含まれない。

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

個別機能訓練の実施

(27単位/日)

※個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合は、上記に加えて20単位/月

外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを実施 (100・200単位/月)

※個別機能訓練加算を算定している場合、0・100単位/月

ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合

(30・60単位/月★)

科学的介護の推進

(40単位/月)

栄養アセスメントの実施

(50単位/月)

口腔機能向上への計画的な取組

(160(150)単位/回)

若年性認知症利用者の受入

(60単位/日)

入浴介助を行った場合

(40・55単位/日)

※利用者の居宅を訪問し、利用者の状態や浴室の環境を評価し、それに基づく入浴介助を行った場合、55単位

延長サービス（9～14時間）の実施

(50単位～250単位)

感染症又は災害の発生に伴う

特例（3%加算）基本報酬の3%

介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置（サービス提供体制強化加算）

- ・介護福祉士7割以上若しくは勤続年数10年以上2.5割以上：22単位/回
- ・介護福祉士5割以上：18単位/回
- ・介護福祉士4割以上若しくは勤続年数7年以上3割以上：6単位/回

介護職員処遇改善加算

(I) 10.4% (II) 7.6% (III) 4.2%

介護職員等特定処遇改善加算

(I) 3.1% (II) 2.4%

事情により、2～3時間の利用の場合

(4～5時間の単位から ▲37%)

送迎を行わない場合

(片道につき▲47単位)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(▲30%)

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合

(▲94単位/日)

※★は介護予防除く。加算・減算は主なものを記載。点線枠の加算は区分支給限度額の枠外。

認知症対応型通所介護の算定状況

	単位数	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)	算定回数・日数 (単位：千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定単位数 (単位：千単位)
3%加算	3/100	7	0.2%	0.2	0.0%	66
入浴介助加算（Ⅰ）*	40	2,940	95.1%	349.6	65.2%	13,983
入浴介助加算（Ⅱ）*	55	280	9.1%	25.3	4.7%	1,391
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	11	0.4%	0	0.0%	5
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	160	5.2%	2.7	0.5%	344
個別機能訓練加算（Ⅰ）*	27	972	31.4%	158.8	29.6%	4,287
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	261	8.4%	4.7	0.9%	95
ADL維持等加算（Ⅰ）	30	29	0.9%	0.5	0.1%	16
ADL維持等加算（Ⅱ）	60	8	0.3%	0.1	0.0%	8
若年性認知症利用者受入加算*	60	225	7.3%	3.6	0.7%	215
栄養改善加算	200	12	0.4%	0.1	0.0%	13
栄養アセスメント加算	50	89	2.9%	1.6	0.3%	79
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20	95	3.1%	0.3	0.1%	6
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5	25	0.8%	0.1	0.0%	1
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	122	3.9%	2	0.4%	295
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160	74	2.4%	1.2	0.2%	193
科学的介護推進体制加算	40	1,114	36.0%	19.9	3.7%	796
同一建物減算*	-94	-	-	25.1	4.7%	-2,355
送迎減算	-47	-	-	48.2	9.0%	-2,266
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	1,017	32.9%	184.1	34.3%	4,050
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	691	22.4%	129.6	24.2%	2,332
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	520	16.8%	84.6	15.8%	507
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	104/1000	2,774	89.7%	45.3	8.4%	52,926
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	76/1000	156	5.0%	2.4	0.4%	2,085
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	42/1000	88	2.8%	1.3	0.2%	637
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	31/1000	1,312	42.4%	23.3	4.3%	8,028
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	24/1000	1,149	37.2%	17.4	3.2%	4,604

※ *は日数を算定

※ 算定事業所数：介護保険総合データベースについて任意集計を実施。

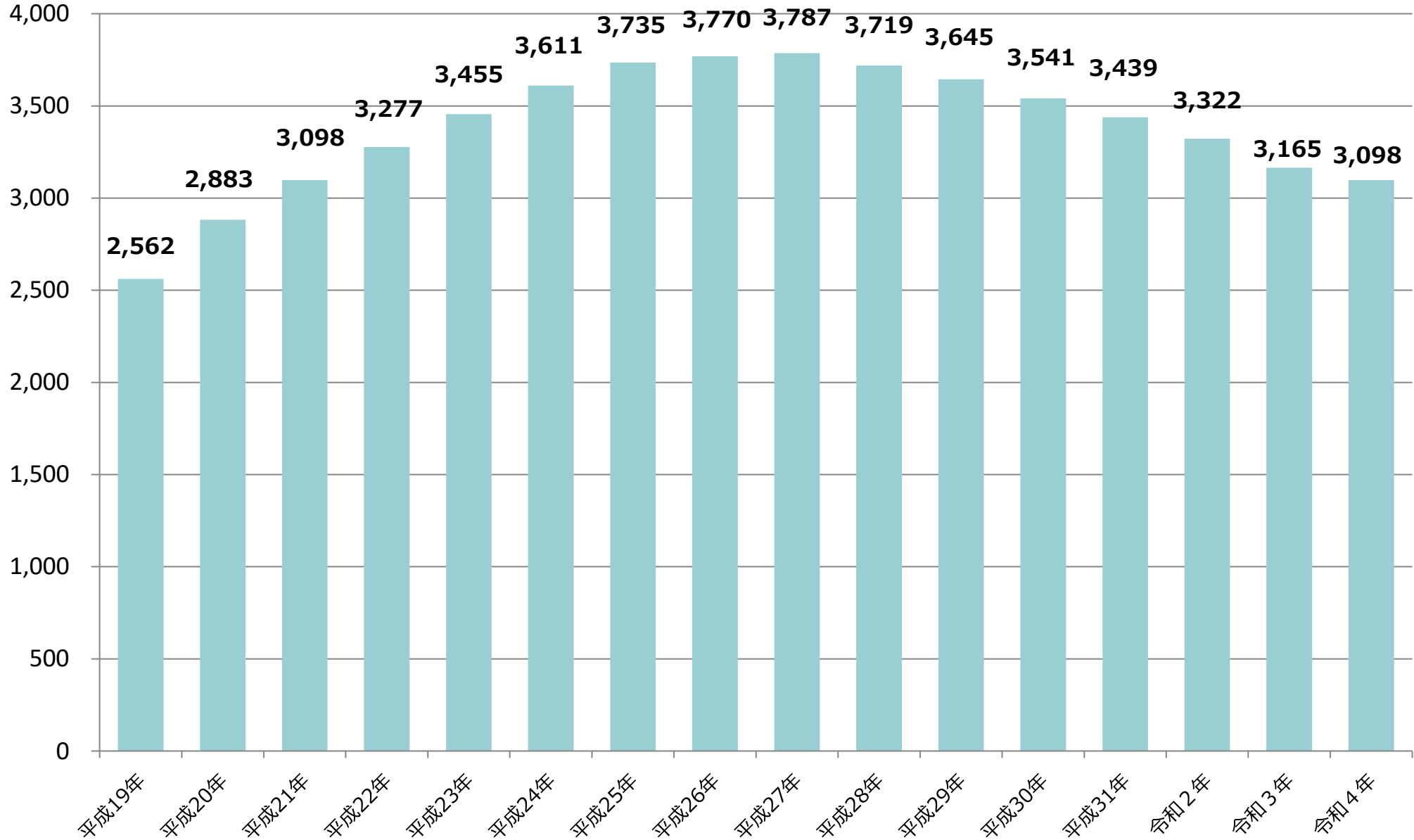
※ 算定率（事業所ベース）：各加算算定事業所数／認知症対応型通所介護算定事業所数

※ 算定回数・日数：介護給付費実態統計（月報・第9表／令和4年3月サービス提供分）

※ 算定率（回数・日数ベース）：各加算算定回数・日数／認知症対応型通所介護算定総回数

認知症対応型通所介護の請求事業所数

(事業所)

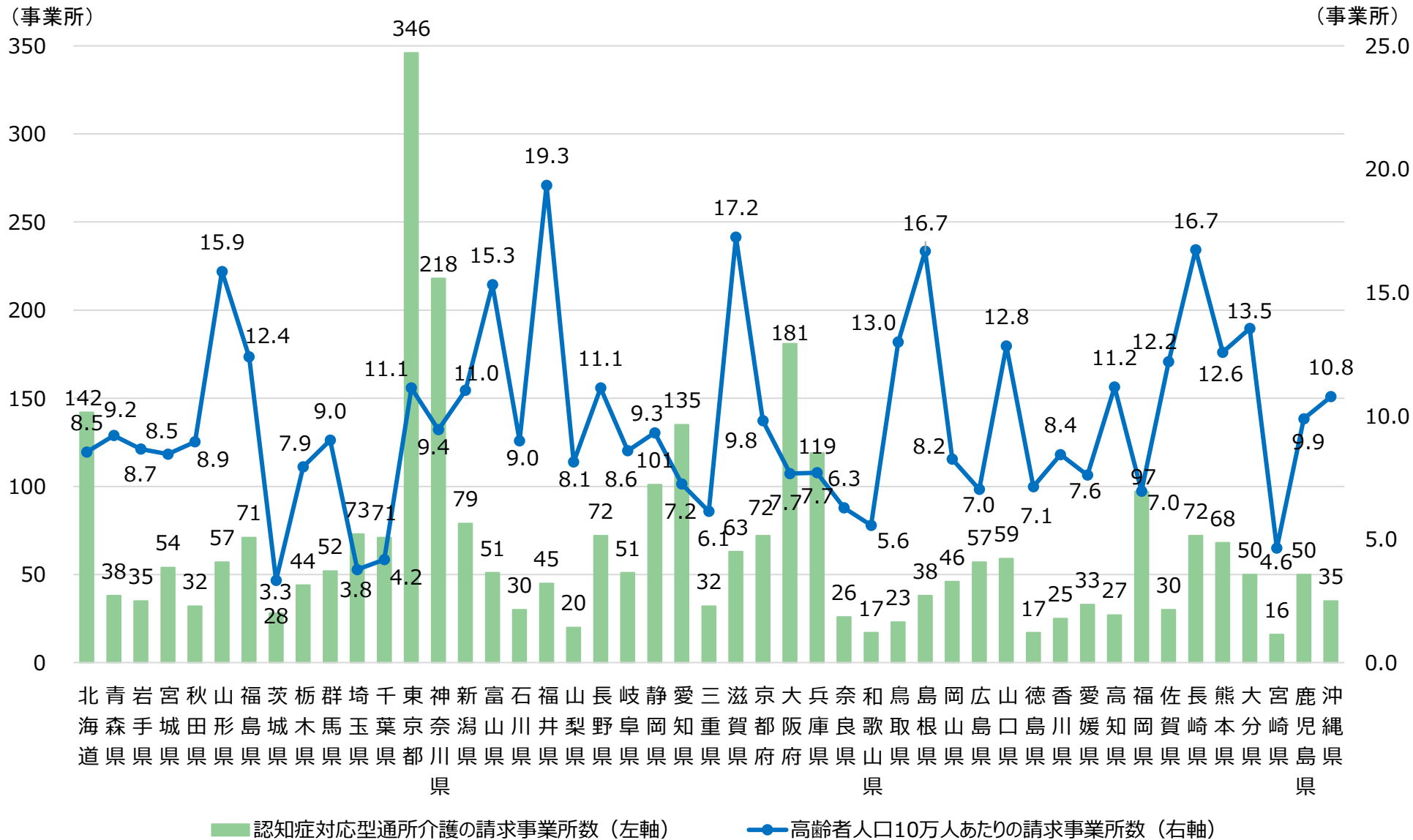


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

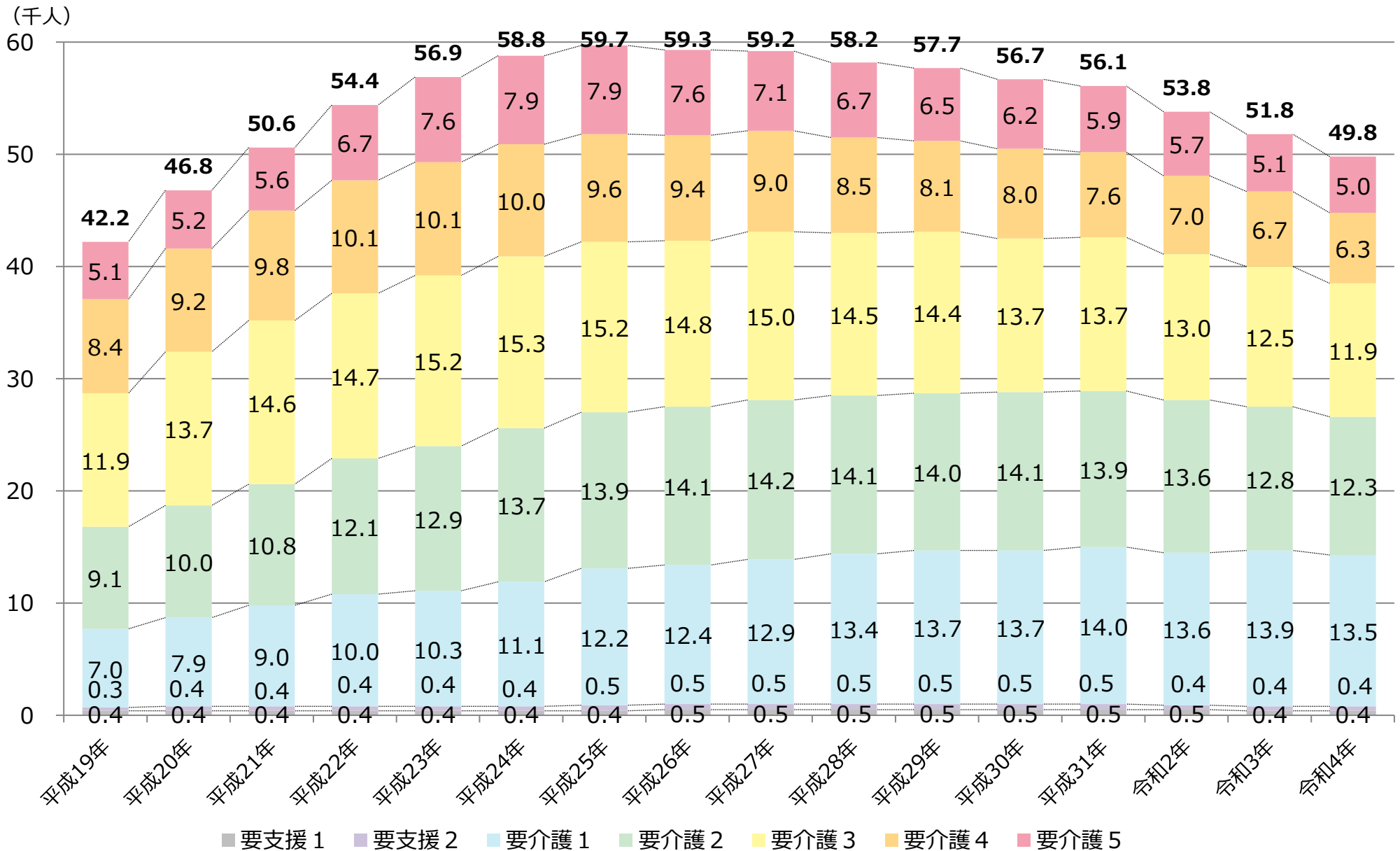
認知症対応型通所介護の請求事業所数(都道府県別)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※介護予防サービスは含まない。

【出典】請求事業所数：厚生労働省「介護給付費等実態統計」（令和4年4月審査分）
 高齢者(65歳以上)人口：令和2年国勢調査

認知症対応型通所介護の要介護度別受給者数

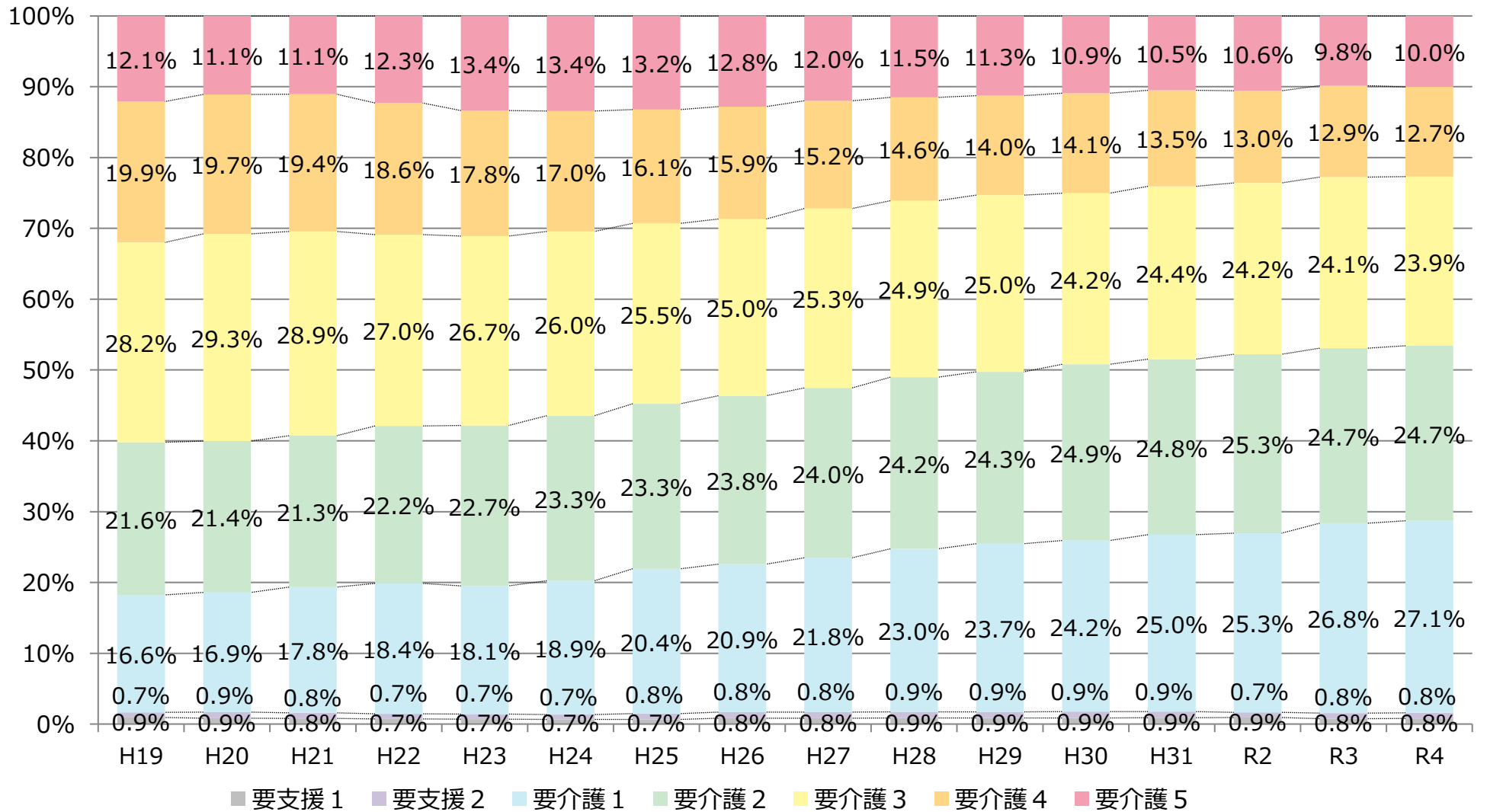


※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

認知症対応型通所介護の要介護度別受給者割合

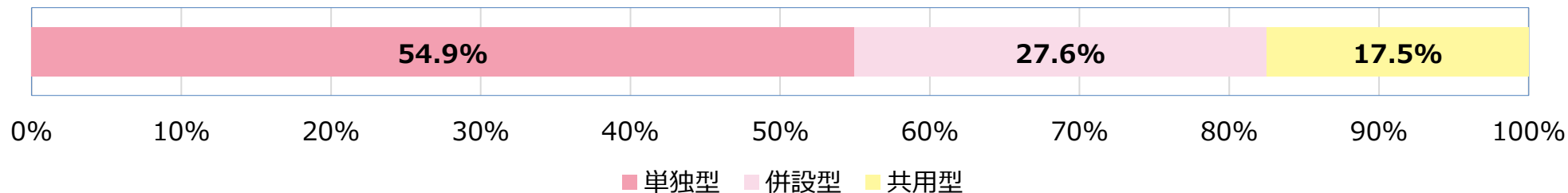
○ R4の要介護度別の利用割合は、要支援1～要介護2が約53%、要介護3～5が約47%で平均要介護度は2.5である。



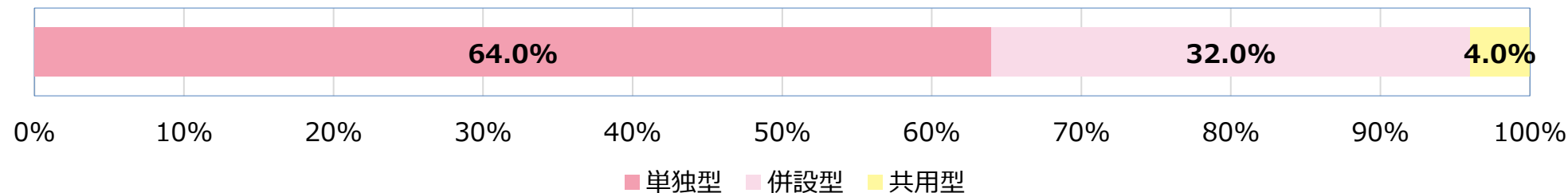
認知症対応型通所介護の規模別事業所数・利用者数割合

- 類型別の事業所数の割合をみると、単独型が約5割となっている。
- 類型別の請求件数の割合は単独型が約6割、請求単位数の割合は単独型が約7割となっている。

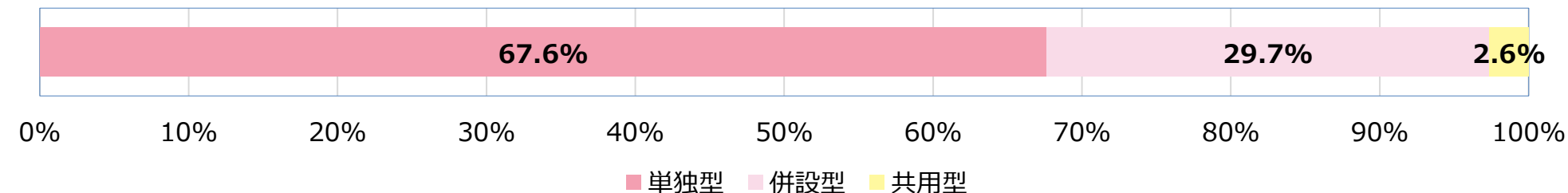
規模別事業所数



規模別請求件数



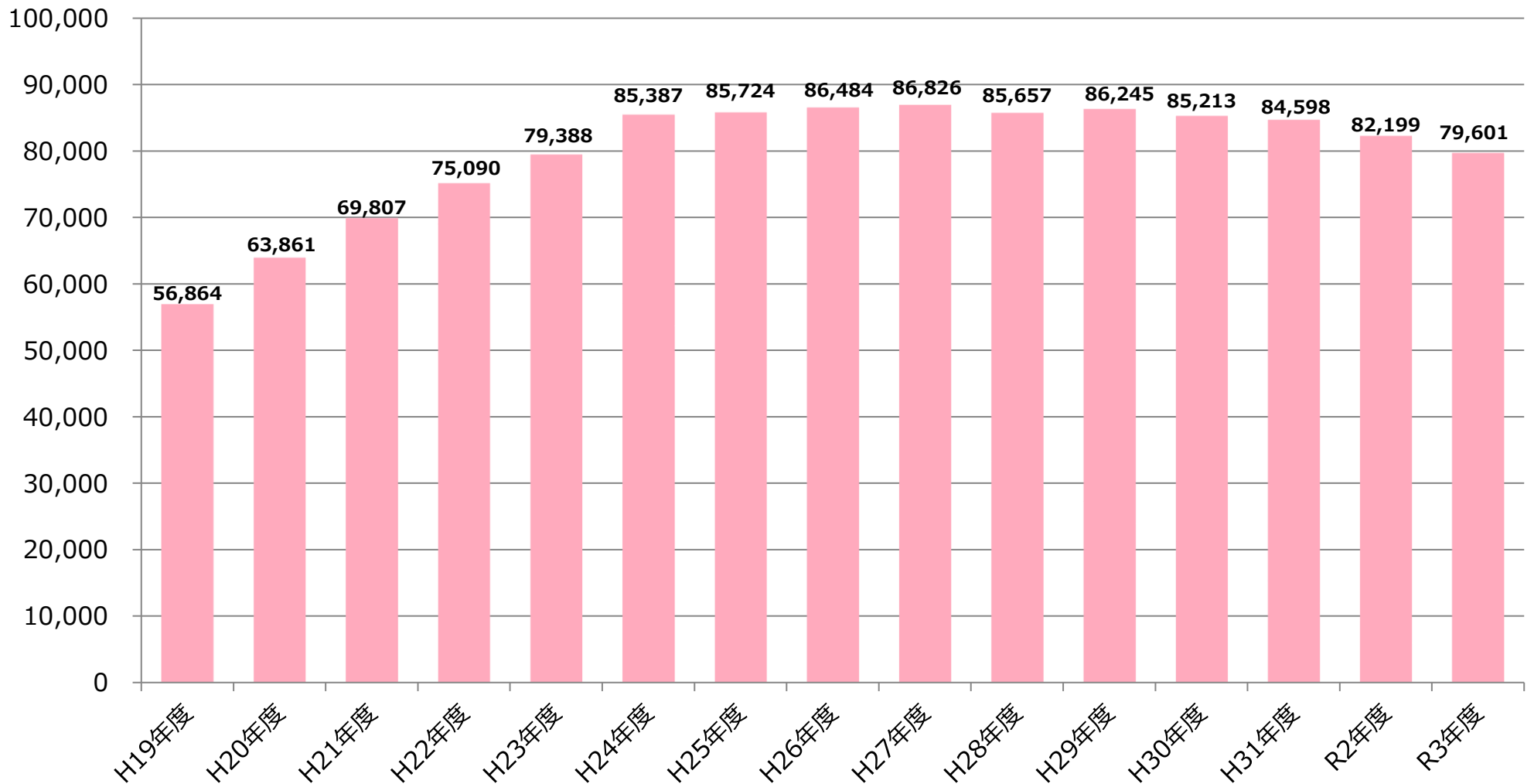
規模別請求単位数



※介護予防認知症対応型通所介護を除く。
(出典) 介護給付費等実態統計(令和4年4月審査分)より作成

認知症対応型通所介護の費用額

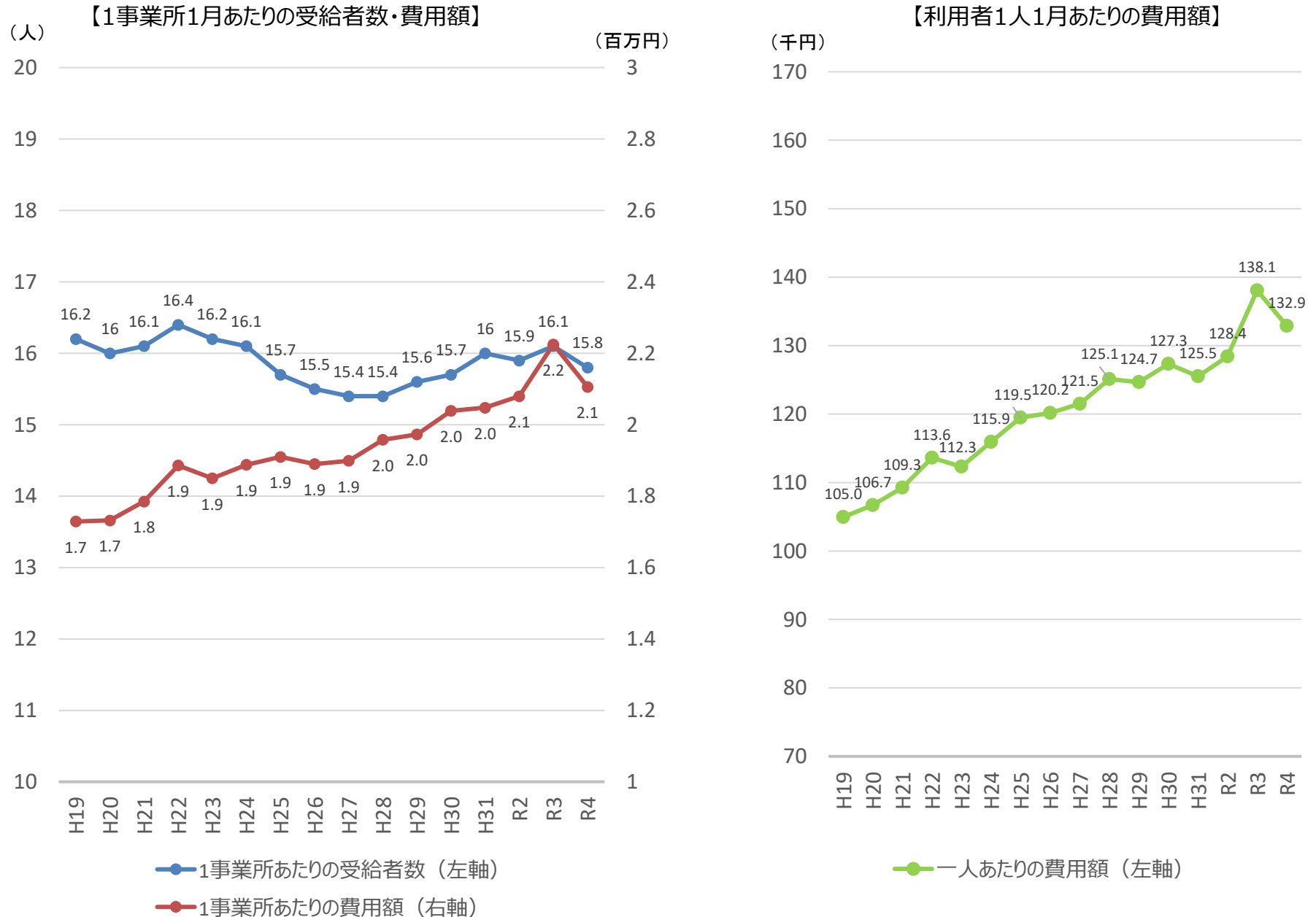
〈単位：百万円〉



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

（出典）介護給付費等実態統計（旧：調査）の各年5月審査（4月サービス）分から翌年の4月審査（3月サービス）分までの合計。

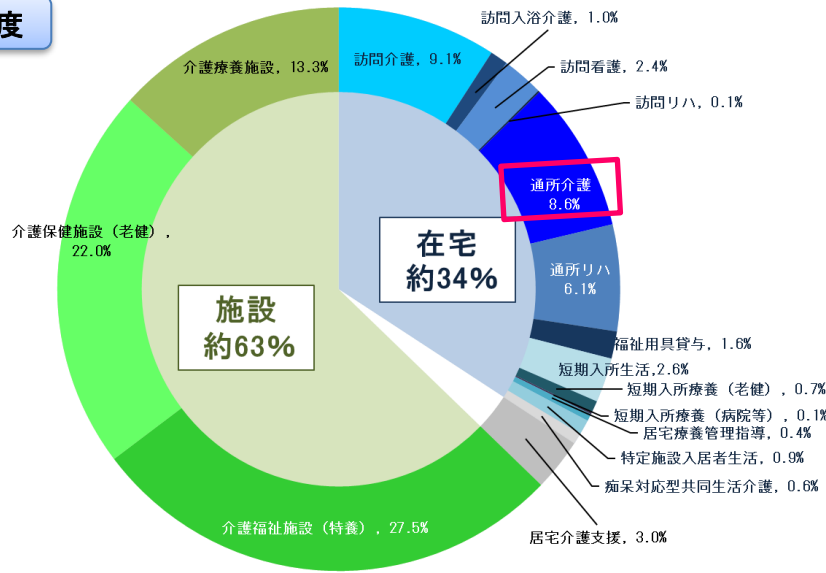
認知症対応型通所介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額



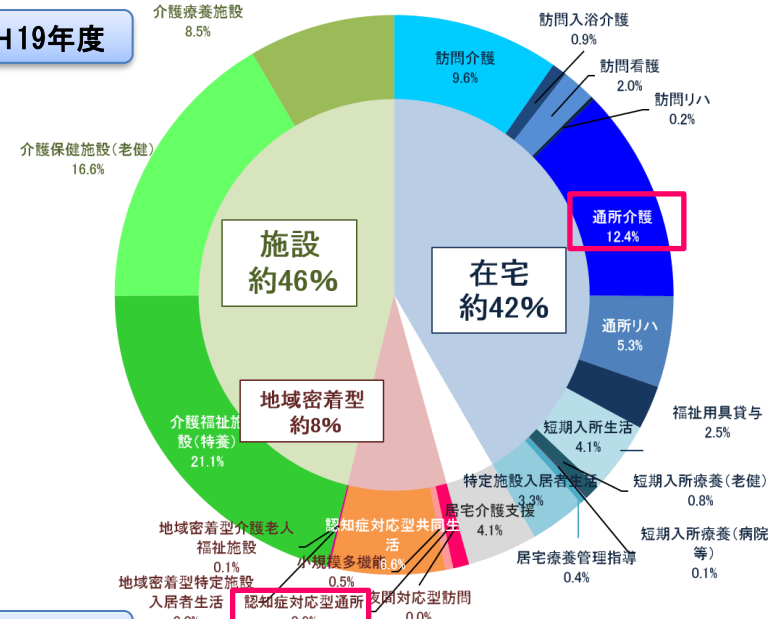
※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

サービス種類別介護費用額割合の推移

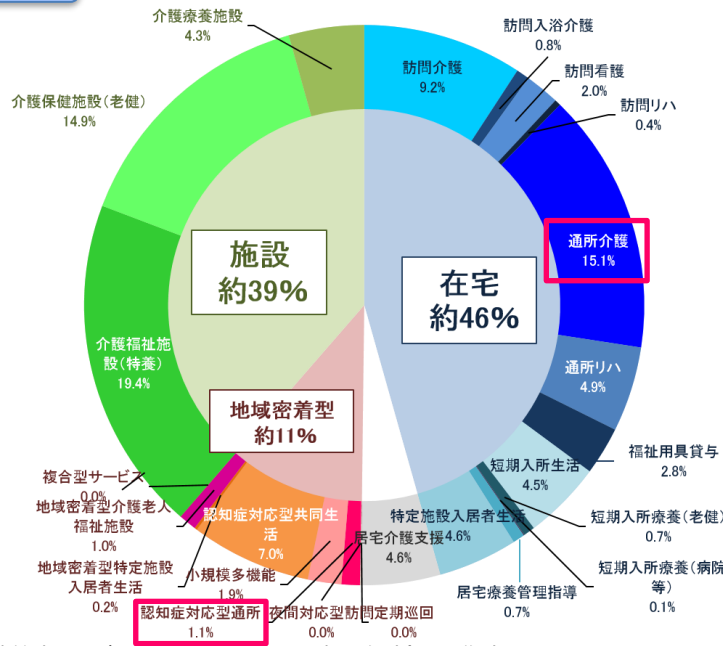
H13年度



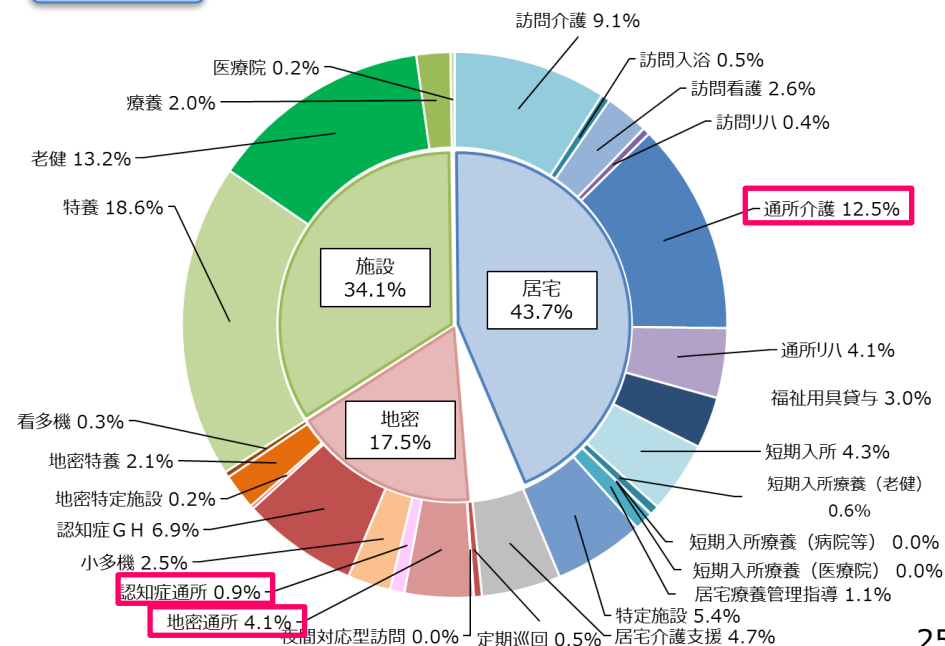
H19年度



H24年度



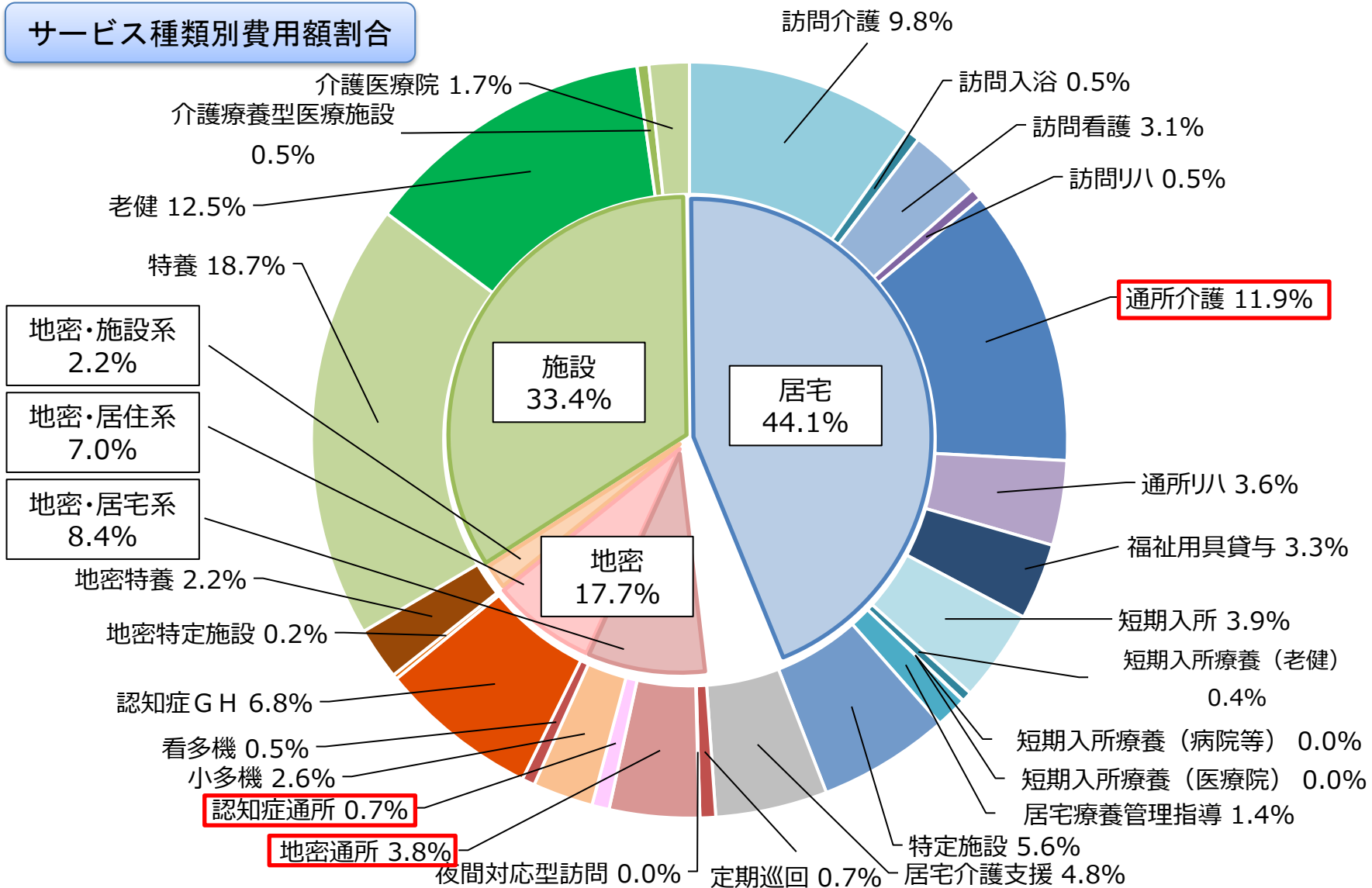
H30年度



(出典)介護給付費等実態調査(平成13年度から平成30年度)より作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))

(注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
特定施設入居者生活介護	604,219	5,910	
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
	計	1,898,795	47,374
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
	計	3,595,326	13,581
合計		10,749,404	259,103

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

通所介護の経営状況

○ 通所介護の収支差率は1.0%となっている。

■ 居宅サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査		令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算
訪問介護	2.6%	6.9%	6.9%	6.1%
	(2.3%)	<6.3%> (6.4%)	<5.8%> (5.5%)	
訪問入浴介護	3.6%	6.4%	6.4%	3.7%
	(2.7%)	<6.1%> (4.7%)	<3.6%> (2.5%)	
訪問看護	4.4%	9.5%	9.5%	7.6%
	(4.2%)	<9.0%> (9.1%)	<7.2%> (7.1%)	
訪問リハビリテーション	2.4%	0.0%	0.0%	0.6%
	(1.9%)	<△1.1%> (△0.4%)	<△0.4%> (0.2%)	
通所介護	3.2%	3.8%	3.8%	1.0%
	(2.9%)	<3.2%> (3.5%)	<0.7%> (0.7%)	
通所リハビリテーション	1.8%	1.6%	1.6%	0.5%
	(1.4%)	<0.9%> (1.3%)	<△0.3%> (0.2%)	
短期入所生活介護	2.5%	5.4%	5.4%	3.3%
	(2.3%)	<4.9%> (5.3%)	<3.2%> (3.3%)	
特定施設入居者生活介護	3.0%	4.6%	4.6%	4.0%
	(1.9%)	<4.4%> (3.6%)	<3.9%> (3.1%)	

※令和4年度決算は調査中

注：括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の経営状況

- 地域密着型通所介護の収支差率は3.4%となっている。
- 認知症対応型通所介護の収支差率は4.4%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査		令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.6%	8.4%	<8.1%>	<8.1%>
	(6.0%)	(7.7%)	(7.8%)	(7.8%)
夜間対応型訪問介護※	2.5%	△8.6%	<△9.0%>	3.8%
	(2.0%)	(△8.9%)	(3.3%)	(3.3%)
地域密着型通所介護	1.8%	4.0%	<3.5%>	<3.1%>
	(1.5%)	(3.7%)	(3.1%)	(3.1%)
認知症対応型通所介護	5.6%	9.3%	<8.8%>	4.4%
	(5.4%)	(9.1%)	(4.3%)	(4.3%)
小規模多機能型居宅介護	3.1%	4.1%	<3.8%>	4.7%
	(2.9%)	(4.1%)	(4.5%)	(4.5%)
認知症対応型共同生活介護	3.1%	5.8%	<5.5%>	4.9%
	(2.7%)	(5.5%)	(4.6%)	(4.6%)
地域密着型特定施設入居者生活介護〔特定施設分以外を含む全体〕	1.0%	3.7%	<3.3%>	3.0%
	(0.6%)	(3.2%)	(2.6%)	(2.6%)
地域密着型介護老人福祉施設	1.3%	1.1%	<0.7%>	1.2%
	(1.3%)	(1.1%)	(1.2%)	(1.2%)
看護小規模多機能型居宅介護	3.3%	5.2%	<4.9%>	4.6%
	(3.1%)	(4.9%)	(4.2%)	(4.2%)

注：「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注：括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

※令和4年度決算は調査中

通所介護の収支差率等

○ 通所介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む））は1.0%となっており、金額ベースでは5.3万円。 ※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

9 通所介護

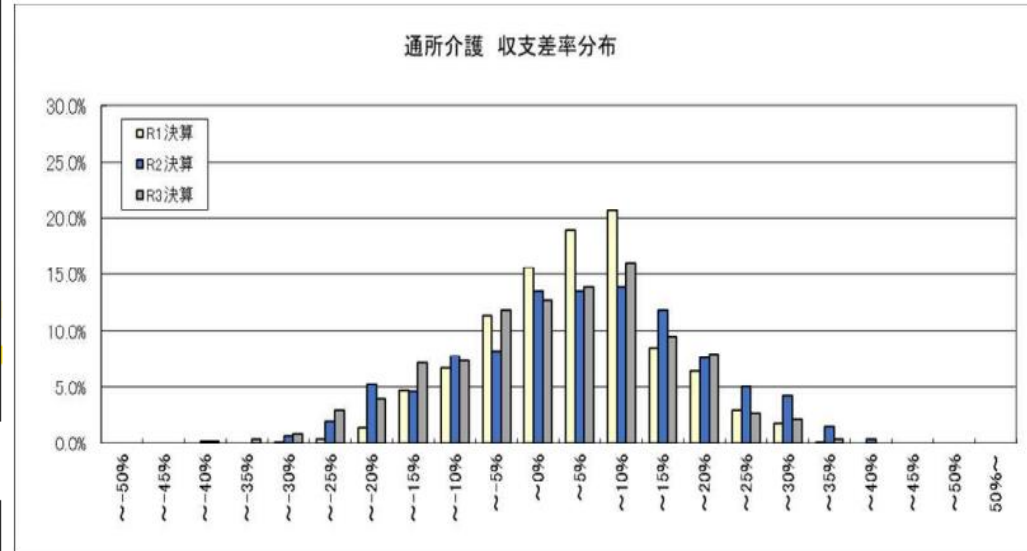
		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		（参考）令和元年度概況調査	
		令和元年度決算		令和2年度決算		平成30年度決算	
		千円		千円		千円	
I 介護事業収益	(1)介護料収入	5,161	5,194	5,130	5,181		
	(2)保険外の利用料	364	335	332	358		
	(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	4	11	8	5		
	(4)介護報酬査定減	-4	-0	-0	-0		
II 介護事業費用	(1)給与費	3,525	3,514	3,549	3,509	63.8%	63.3%
	(2)減価償却費	215	229	234	214	3.9%	3.9%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-35	-37	-34	-37		
	(4)その他	1,513	1,523	1,550	1,513	27.4%	27.3%
	うち委託費	214	235	245	227	3.9%	4.1%
III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	4	4	3	3		
IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	22	19	18	17		
V 特別損失	(1)本部買入れ	110	115	118	149		
収入 ①=I+III		5,529	5,543	5,472	5,547		
支出 ②=II+IV+V		5,351	5,363	5,433	5,365		
差引 ③=①-②		178	180	39	182	3.2%	3.3%
	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	-	32	14	-		
	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'	-	212	53	182	3.8%	1.0%
	法人税等	20	15	14	24	0.4%	0.4%
	法人税等差引 ④=③'-法人税等	158	197	39	158	2.9%	2.8%
有効回答数		1,193	475	475	426		

※ 比率は収入に対する割合である。
 ※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
 ※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

21 延べ利用者数	584.3人		591.7人		633.4人
22 常勤換算職員数(常勤率)	11.2人 64.7%		10.8人 65.2%		11.4人 65.2%
23 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	7.7人 62.6%		7.7人 63.8%		7.9人 63.7%
常勤換算1人当たり給与費					
24 常勤	看護師	354,319円		372,883円	363,618円
	准看護師	326,620円		334,391円	326,911円
	介護福祉士	312,484円		327,060円	307,127円
	介護職員	288,351円		308,171円	284,820円
25 非常勤	看護師	327,058円		348,795円	321,751円
	准看護師	291,242円		318,674円	290,374円
	介護福祉士	253,077円		277,927円	247,071円
	介護職員	237,400円		257,168円	229,540円

利用者1人当たり収入			
32 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	9,462円	9,247円	8,757円
33 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-	9,270円	-
34 利用者1人当たり支出	9,157円	9,182円	8,470円
35 常勤換算職員1人当たり給与費	295,026円	312,376円	292,775円
36 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	281,792円	301,830円	278,268円
37 常勤換算職員1人当たり利用者数	52.2人	54.8人	55.8人
38 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	75.8人	76.9人	80.4人

収支差率分布



収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
通所介護 (税引前) 平均	3.3%	3.2%	3.8%	1.0%
通所介護 (税引後) 平均	2.8%	2.9%	3.5%	0.7%
サービス全体 (税引前) 平均	3.1%	2.4%	3.9%	3.0%

地域密着型通所介護の収支差率等

○ 地域密着型通所介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む））は3.4%となっており、金額ベースでは8.7万円。※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

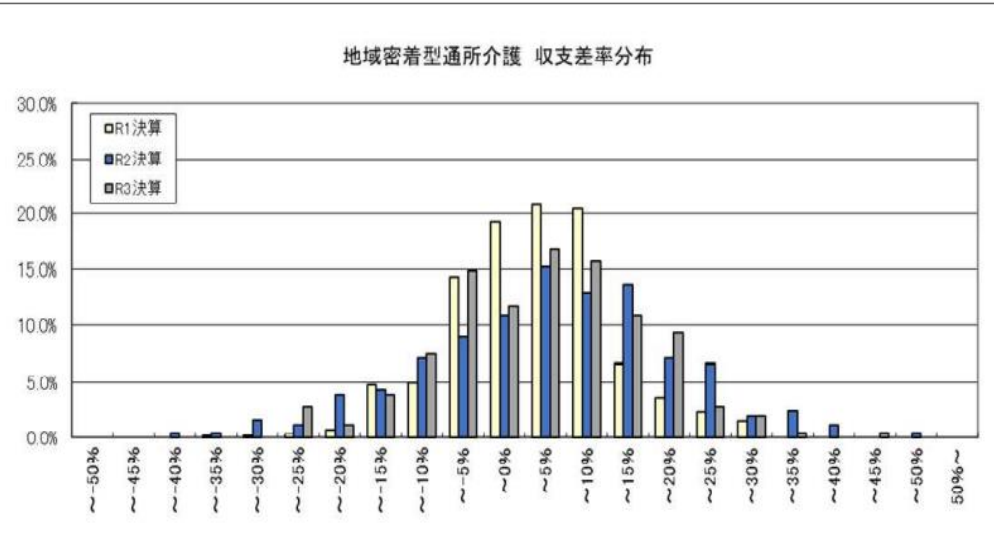
17 地域密着型通所介護

		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		（参考）令和元年度概況調査	
		令和元年度決算		令和2年度決算		平成30年度決算	
		千円		千円		千円	
I 介護事業収益	(1)介護料収入	2,238		2,298		2,366	
	(2)保険外の利用料	138		143		149	
	(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	3		3		4	
	(4)介護報酬査定減	-1		-0		-0	
II 介護事業費用	(1)給与費	1,530	64.2%	1,528	62.4%	1,589	62.9%
	(2)減価償却費	78	3.3%	97	4.0%	96	3.8%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-4		-10		-9	
	(4)その他	680	28.5%	700	28.6%	716	28.3%
うち委託費	48	2.0%	44	1.8%	43	1.7%	
III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	6		6		10	
IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	7		13		12	
V 特別損失	(1)本部費繰入	49		37		45	
収入 ①=I+III		2,384		2,450		2,529	
支出 ②=II+IV+V		2,340		2,365		2,449	
差引 ③=①-②		43	1.8%	85	3.5%	80	3.1%
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		-		14		8	
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'		-		99	4.0%	87	3.4%
法人税等		7	0.3%	8	0.3%	10	0.4%
法人税等差引 ④=③'-法人税等		37	1.5%	91	3.7%	78	3.1%
有効回答数		606		256		256	

※ 比率は収入に対する割合である。
 ※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
 ※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

21 延べ利用者数	247.9人		273.5人		275.9人
22 常勤換算職員数(常勤率)	5.4人 64.0%		5.3人 64.1%		5.6人 65.1%
23 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	3.4人 54.9%		3.5人 56.4%		3.5人 56.7%
常勤換算1人当たり給与費					
24 看護師	331,784円		340,700円		324,712円
25 准看護師	303,003円		343,442円		300,353円
26 介護福祉士	289,054円		303,894円		281,263円
27 介護職員	276,333円		278,362円		267,260円
28 看護師	306,065円		298,923円		320,315円
29 准看護師	275,941円		295,753円		277,133円
30 介護福祉士	238,727円		259,951円		237,090円
31 介護職員	228,002円		250,497円		232,945円
利用者1人当たり収入					
32 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	9,617円		9,246円		8,584円
33 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-		9,274円		-
34 利用者1人当たり支出	9,441円		8,954円		8,360円
35 常勤換算職員1人当たり給与費	280,808円		290,087円		279,461円
36 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	265,474円		276,225円		263,977円
37 常勤換算職員1人当たり利用者数	46.2人		51.9人		49.6人
38 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	73.5人		79.0人		78.2人

収支差率分布



収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域密着型通所介護 (税引前)平均	2.6%	1.8%	4.0%	3.4%
地域密着型通所介護 (税引後)平均	2.3%	1.5%	3.7%	3.1%
サービス全体 (税引前)平均	3.1%	2.4%	3.9%	3.0%

認知症対応型通所介護の収支差率等

○ 認知症対応型通所介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む））は4.4%となっており、金額ベースでは10.6万円。 ※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

18 認知症対応型通所介護

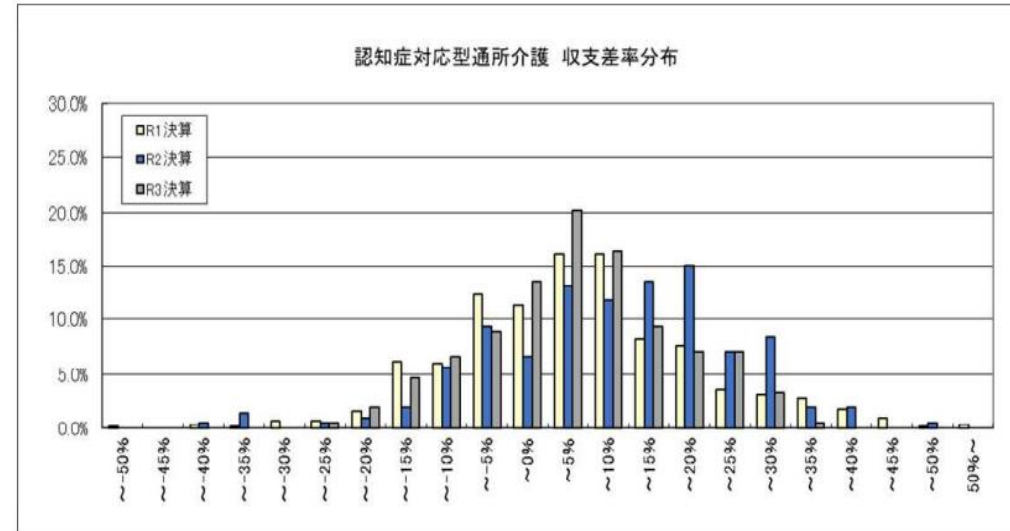
		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		（参考）令和元年度概況調査	
		令和元年度決算		令和2年度決算		平成30年度決算	
		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	2,412	2,332	2,258	2,309	
2		(2)保険外の利用料	132	123	120	121	
3		(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	3	6	2	8	
4		(4)介護報酬査定減	-1	-1	-2	-1	
5	II 介護事業費用	(1)給与費	1,704	1,590	1,627	1,599	65.5%
6		(2)減価償却費	84	86	85	85	3.5%
7		(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-13	-14	-13	-13	
8		(4)その他	564	535	541	551	22.6%
9		うち委託費	68	76	73	70	2.8%
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	2	1	1	3	
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	7	4	4	5	
12	V 特別損失	(1)本部賞繰入	59	44	35	31	
13	収入 ①=Ⅰ+Ⅲ		2,549	2,462	2,381	2,441	
14	支出 ②=Ⅱ+Ⅳ+Ⅴ		2,405	2,246	2,279	2,259	
15	差引 ③=①-②		144	216	101	181	7.4%
16	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		-	15	5	-	
17	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'		-	231	106	-	
18	法人税等		6	4	4	4	0.2%
19	法人税等差引 ④=③'-法人税等		138	227	102	177	7.2%
20	有効回答数		636	213	213	229	

※ 比率は収入に対する割合である。
 ※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
 ※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
21	延べ利用者数	192.2人		179.1人		190.8人	
22	常勤換算職員数(常勤率)	5.3人	63.7%	4.9人	62.5%	5.1人	66.8%
23	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	3.8人	59.7%	3.5人	57.5%	3.7人	61.8%
		常勤換算1人当たり給与費					
24	看護師	371,988円		390,585円		392,862円	
25	准看護師	322,488円		338,495円		329,937円	
26	介護福祉士	320,379円		349,774円		315,701円	
27	介護職員	302,218円		331,240円		298,781円	
28	看護師	329,021円		355,538円		342,234円	
29	准看護師	305,954円		282,464円		308,805円	
30	介護福祉士	278,797円		293,011円		267,897円	
31	介護職員	259,722円		275,149円		247,194円	

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
利用者1人当たり収入							
32	・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	13,257円		13,296円		12,792円	
33	・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-		13,322円		-	
34	利用者1人当たり支出	12,508円		12,729円		11,842円	
35	常勤換算職員1人当たり給与費	306,903円		330,189円		306,952円	
36	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	291,915円		314,074円		288,277円	
37	常勤換算職員1人当たり利用者数	36.6人		36.7人		37.1人	
38	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	50.4人		50.7人		51.5人	

収支差率分布



収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症対応型通所介護(税引前)平均	7.4%	5.6%	9.3%	4.4%
認知症対応型通所介護(税引後)平均	7.2%	5.4%	9.1%	4.3%
サービス全体(税引前)平均	3.1%	2.4%	3.9%	3.0%

第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和2(2020)年度
実績値 ※1

令和5(2023)年度
推計値 ※2

令和7(2025)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和2(2020)年度 実績値 ※1	令和5(2023)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
在宅介護	359 万人	391 万人 (9%増)	405 万人 (13%増)	474 万人 (32%増)
うちホームヘルプ	114 万人	123 万人 (8%増)	128 万人 (12%増)	152 万人 (33%増)
うちデイサービス	219 万人	244 万人 (11%増)	253 万人 (15%増)	297 万人 (36%増)
うちショートステイ	35 万人	40 万人 (14%増)	40 万人 (17%増)	48 万人 (38%増)
うち訪問看護	61 万人	68 万人 (10%増)	71 万人 (15%増)	84 万人 (37%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (19%増)	14 万人 (23%増)	16 万人 (43%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.0 万人	4.1 万人 (37%増)	4.4 万人 (45%増)	5.4 万人 (78%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	1.5 万人	2.6 万人 (75%増)	2.8 万人 (89%増)	3.4 万人 (130%増)
居住系サービス	47 万人	54 万人 (14%増)	56 万人 (19%増)	65 万人 (39%増)
特定施設入居者生活介護	26 万人	30 万人 (17%増)	32 万人 (22%増)	37 万人 (43%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (11%増)	24 万人 (15%増)	28 万人 (33%増)
介護施設	103 万人	110 万人 (8%増)	116 万人 (13%増)	133 万人 (30%増)
特養	62 万人	67 万人 (8%増)	71 万人 (14%増)	82 万人 (31%増)
老健	35 万人	37 万人 (5%増)	39 万人 (10%増)	44 万人 (26%増)
介護医療院	3.4 万人	5.2 万人 (53%増)	6.5 万人 (91%増)	7.4 万人 (118%増)
介護療養型医療施設	1.7 万人	1.0 万人 (40%減)	- 万人	- 万人

- ※1) 2020年度の数値は介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)による数値で、令和2年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。
在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。
在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む)、夜間対応型訪問介護の合計値。
デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む)、地域密着型通所介護の合計値。
ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む)、短期入所療養介護(予防給付を含む)の合計値。
居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。
- ※2) 令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。
なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の概況

 2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

通所介護・地域密着型通所介護(令和3年度介護報酬改定)

改定事項

- 通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応
- ③ 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ④ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ⑤ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑥ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ⑦ 2(4)⑥通所介護における地域等との連携の強化(通所介護のみ)
- ⑧ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑨ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑩ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し
- ⑪ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑫ 3(1)⑨通所介護における個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 3(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し
- ⑭ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑮ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑯ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑰ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑱ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑲ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑳ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ㉑ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ㉒ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保(通所介護のみ)

認知症対応型通所介護(令和3年度介護報酬改定)

改定事項

- 認知症対応型通所介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑩ 3(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し★
- ⑪ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑫ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実★
- ⑬ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑰ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置★
- ⑱ 4(2)⑬管理者の配置基準の緩和★
- ⑲ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化★
- ⑳ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★

1. ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

概要・算定要件

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。
 - ア より小さい規模区分がある大規模型について、**事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができる**こととする。【通知改正】
 - イ 延べ利用者数の減が生じた月の実績が**前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合**、3か月間（※2）、基本報酬の**3%の加算**を行う（※3）。【告示改正】
- 現下の新型コロナウイルス感染症の影響**による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、**年度当初から即時的に対応**を行う。

※1 ア・イともに、利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。

※2 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。

※3 加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

単位数

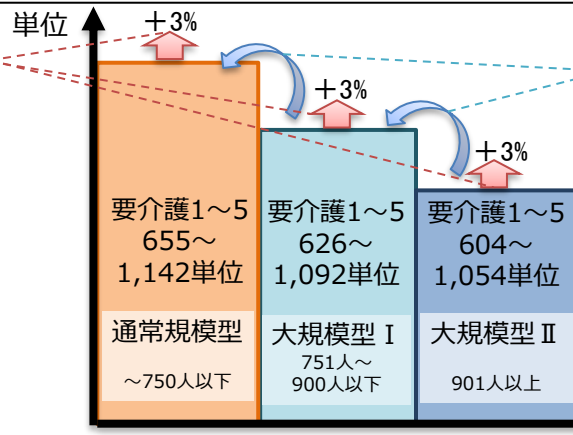
- < 現行 > < 改定後 >
- なし → ア 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰについて、通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬
 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅱについて、通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は通常規模型の基本報酬
 イ 基本報酬の100分の3の加算（新設）

【通所介護の場合】

（7時間以上8時間未満の場合）

同一規模区分内で減少した場合の加算

- 利用者減の月の実績が、前年度の平均延べ利用者数等から5%以上減少している場合に、基本報酬の3%の加算を算定可能。



（※）「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。

規模区分の変更の特例

- 利用者減がある場合、前年度の平均延べ利用者数ではなく、利用者減の月の実績を基礎とし、
 - ・大規模型Ⅰは通常規模型
 - ・大規模型Ⅱは大規模型Ⅰ又は通常規模型
 を算定可能。

（注）「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日事務連絡）で示している請求単位数の特例は、上記の対応が実施されるまでの間とする。

2.(4)⑥ 通所介護における地域等との連携の強化

概要

【通所介護】

- 通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。【省令改正】

基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）において、地域密着型通所介護等と同様の規定（以下表下線部）を新設する。

改正前	改定後
(なし)	第104条の2（新設） <u>指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u>
第36条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ※第105条にて第36条の2を準用	2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3.(1)⑨ 通所介護における個別機能訓練加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護】

- 通所介護・地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、従来の個別機能訓練加算（Ⅰ）と個別機能訓練加算（Ⅱ）を統合し、人員配置基準等算定要件の見直しを行う。【告示改正】

単位数

< 現行 >		< 改定後 >		
個別機能訓練加算（Ⅰ）	46単位/日	⇒	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	56単位/日		個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	85単位/日
			個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月 （新設）
				※イとロは併算定不可
				※加算（Ⅰ）に上乗せして算定

算定要件等

ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。			
機能訓練指導員の配置	(Ⅰ)イ	専従1名以上配置 (配置時間の定めなし)	(Ⅰ)ロ	専従1名以上配置 (サービス提供時間帯通じて配置)
	※人員欠如減算・定員超過減算を算定している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※イは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。ロはイに加えて専従で1名以上配置する。			
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。			
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。			
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別			
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない）			
進捗状況の評価	3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。			

<加算(Ⅱ)>加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）

3. (1)⑩ 通所介護等の入浴介助加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護における入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・介護支援専門員等（以下、「医師等」という。）が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。
 - イ 現行相当の加算区分については、現行の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

単位数

< 現行 >	< 改定後 >
入浴介助加算 50単位/日	⇒ 入浴介助加算 (Ⅰ) 40単位/日
	入浴介助加算 (Ⅱ) 55単位/日 (新設) ※ (Ⅰ) と (Ⅱ) は併算定不可

算定要件等

- < 入浴介助加算 (Ⅰ) > (現行の入浴介助加算と同要件)
 - 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
- < 入浴介助加算 (Ⅱ) > (上記の要件に加えて)
 - 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
 - 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
 - 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護に関連する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会）

抜粋

（感染症や災害への対応強化）

- 感染症対策や業務継続に向けた取組について、事業者の対応状況や有効性等を把握し、感染症や災害が発生しても地域において必要なサービスを継続的に提供していくために有効な方策を、引き続き検討していくべきである。
また、通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応について、その実施状況や効果を検証し、必要な見直しなどの対応を検討するべきである。

①通所系事業所(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション)

主な調査事項	調査結果										
サービス提供方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業：「休業した」は、11.8% → 休業を行った理由：「利用者又は職員に感染者が発生した」が、55.6% ○ 利用人数制限：「利用する人数を制限した」は、11.4% ○ 訪問によるサービス提供：「提供した」は、7.8% → 提供したサービスは、「機能訓練(リハ)」が67.4% ○ 電話による安否確認：「行った」は、35.4% → 話した内容は、「健康状態」が約10割、食事状況が約4割 										
基本的な感染防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 送迎、入浴、食事、機能訓練・リハビリテーション・レクリエーション等、個別のサービス提供場面のみならず、職員・利用者・事業所の運営体制すべての観点から、感染防止策を実施していた事業所が多かった 										
3%加算の算定・規模区分特例の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3%加算：「算定した」は、25.3% → 算定していない理由：「減少員数要件を満たしていなかった」が70.0%、「利用者負担が増える」が19.8% ○ 規模区分特例：「適用した」は、7.2% → 適用していない理由：「減少員数要件を満たしていなかった」が71.9%、「利用者負担が増える」が14.1% 										
事業所経営改善のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営状況改善の取組：最も大きな効果があった取組は、「感染防止策を徹底し、感染者が発生しないように努めた」で、36.3% 										
利用者に対する影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的に利用を控えた利用者：「いた」は、80.9% → 理由：「サービスを利用している間にコロナに感染することが心配だったから」が、63.6% → 通所リハビリテーションでは、87.9%～100%と平均より高く、認知症デイでは、16.7%～76.0%と低かった。 ○ 身の回りのことに係る自立度の変化：「変わらない」が、54.5% 										
家族に対する影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の利用を控えたことによる家族への影響：「介護や手助けなどの時間が増えた」、「介護による精神的負担が増えた」が、57.1% 										
事業所経営への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営への影響：「感染拡大以前と比較して悪くなった」は、52.2%（「変わらない」は、36.4%） → 通所リハビリテーションでは、56.7%～88.9%で平均より高い傾向あり ○ 雇用への影響：「影響なかった」は、51.1% → 影響があった場合の内容：「職員の勤務時間や勤務日数を減らした」が、40.1% ○ 合計収支の平均値：令和2年1月・令和3年1月・令和2年8月～令和3年7月までで最も収支が悪化した月の収支は以下のとおりだった。（単位：円） <table border="1" data-bbox="582 1268 2001 1396" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th data-bbox="582 1268 899 1325">合計収支 (収入－支出)</th> <th data-bbox="899 1268 1265 1325">令和2年1月</th> <th data-bbox="1265 1268 1632 1325">令和3年1月</th> <th data-bbox="1632 1268 2001 1325">最も収支が悪化した月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 1325 899 1396"></td> <td data-bbox="899 1325 1265 1396">2,633,531</td> <td data-bbox="1265 1325 1632 1396">1,093,724</td> <td data-bbox="1632 1325 2001 1396">-238,198</td> </tr> </tbody> </table>			合計収支 (収入－支出)	令和2年1月	令和3年1月	最も収支が悪化した月		2,633,531	1,093,724	-238,198
合計収支 (収入－支出)	令和2年1月	令和3年1月	最も収支が悪化した月								
	2,633,531	1,093,724	-238,198								

1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
- ▶ 4. 現状と課題及び論点

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の現状と課題

<現状と課題>

- 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護における各サービスは、利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の①社会的孤立感の解消及び②心身の機能の維持並びに③利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減（レスパイトケア）を図るものである。
- 報酬については、サービス提供時間、要介護度別、事業所規模「通常規模型」「大規模型Ⅰ」「大規模型Ⅱ」に応じた基本報酬が設定されている。
※ 認知症対応型通所介護については、小規模であること、認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスであることにより基本報酬を高く設定している。
- 請求事業所数は、通所介護・地域密着型通所介護については、平成28年度までは増加傾向にあったが、その後はほぼ横ばいである。認知症対応型通所介護については、平成27年度までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。
- 受給者数は、通所介護・地域密着型通所介護については、平成31年度まで増加傾向にあり、その後は横ばいである。認知症対応型通所介護については、平成25年度までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。
- 費用額は、通所介護・地域密着型通所介護については、平成31年度までは増加していたが、その後は横ばいである。認知症対応型通所介護については、平成24年度までは増加していたが、その後は微増減を繰り返しながら横ばいで推移し、令和2年度から微減している。
- 要介護度別利用者数は、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護すべてにおいて、要介護1の利用者が最も多く、次いで要介護2の利用者が多い。
- 収支差率は、令和3年度決算においては、通所介護が1.0%（対令和2年度比△2.8%）、地域密着型通所介護が3.4%（対令和2年度比0.6%）、認知症対応型通所介護が4.4%（対令和2年度比△4.9%）であった。
- 通所介護等では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に「臨時的な取扱い（第12報）」（R2.6～R3.3）、令和3年度に「3%加算・規模区分の特例（令和3年度介護報酬改定）」等を実施した。

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の論点

< 論点 >

- 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護について、利用者に必要な日常生活上の機能向上並びに自立支援につながる質の高いサービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。